

自治体戦略2040構想研究会 (第13回)

事務局提出資料

＜多様な担い手によって住民ニーズを満たす仕組み／自治体行政の標準化＞

平成30年5月
総務省自治行政局

2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応①

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏

2040年頃にかけての危機

- 特に、東京圏は入院・介護ニーズの増加率が全国で最も高く、絶対量として膨大な医療・介護サービスが必要。医療・介護人材を日本全体で確保しようとするならば、若者を中心に、地方からの人材流入は増えるおそれ。
- 東京圏では、地域のつながりが薄く、さらに65歳以上の一人暮らし高齢者の増加も見込まれ、地域や家族がセーフティネットとして機能しにくい状況。
- 東京圏は、地方圏に比べて、子育ての負担感につながる様々な構造的な要因があり、少子化に歯止めがかからないおそれ。
- 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等では、集落機能の維持が困難になるような低密度化が発生するおそれ。
- 山間地での耕地や山林の管理が人口減少により困難になるおそれ。

考えられる対応

- 東京圏をはじめとして、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組みの構築
- 圏域内の自治体が連携した今後長期にわたる医療・介護サービス供給体制の整備
- 東京圏では、保育サービスを共働き社会への移行で増加するニーズに対応させ、若年層により安定的な就労環境とワークライフバランスを実現し、長時間通勤を減らす職住環境を作るなど、複合的な少子化対策
- 中山間地域等において、一定規模の集落生活圏で日常生活を営めるよう、集落移転を含め、地域に必要な生活サービス機能を維持する選択枝の提示と将来像の合意形成
- 粗放的な針広混交林としての保全など、保険的な管理も選択枝化

2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機とその対応②

2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全

2040年頃にかけての危機

- 世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルがもはや標準的とはいえないが、就労形態と紐付いた各種制度が足かせになる。起業等を通じた産業の新陳代謝が低調に推移すれば、生産性向上に限界。
- 就職氷河期世代で無職や低賃金で経済的に自立できない人々がそのまま高齢化すれば、社会全体にとってのリスクになりかねない状況。
- 我が国全体で労働力が不足する中、各人の活用可能な能力と、それを必要とするニーズがマッチングができない状況。

考えられる対応

- 男性中心の従来型の日本型雇用システムを前提とせず、男性も、女性も、ともにライフステージに対応し、イノベーションをもたらす起業を含め、無理なく活躍できる柔軟な就労システムの構築
- 活躍し続けたいと思う女性や高齢者、就職氷河期世代の不安定な就労環境にある人々が柔軟な働き方を前提とした就労の場が得られるような受け皿づくり
- 大都市圏を含む各地域において共助の領域を広げ、多様なバックグラウンドを持つ様々な年齢層の人々が、柔軟に、かつ、安定的に新たな仕事に就き、必要なスキルを身につけながら、力を発揮することができるようにするための新たなスキームと就労モデルの構築

3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

2040年頃にかけての危機

- 高度経済成長期以降に整備されたインフラが今後老朽化し、更新投資の増加が見込まれる。

考えられる対応

- 人口減少に応じて、量を減らしながら既存ストックを有効活用するため、IoTを活用したインフラ点検の省力化とあわせて、管理の効率化に止まらず、活用方法の多様化などにより価値を向上

2040年頃を見据えた自治体戦略の基本的方向性

基本的考え方

- ◆ 人々の良質な生活を満たす公・共・私のベストミックスのあり方や方法は、都市部と農村部、東京圏と東京圏以外など、地域によって大きく異なる。
- ◆ 自治体は、地域の戦略本部として、制度や組織、地域の垣根を越えて、資源（施設や人材）を賢く戦略的に活用する必要がある。個々が部分最適を追求することにより合成の誤謬に陥らないようにしなければならない。
- ◆ 自治体は、単なる「サービス・プロバイダー」から、公・共・私が協力し合う場を設定する「プラットフォーム・ビルダー」への転換が求められる。

今後の検討の方向性

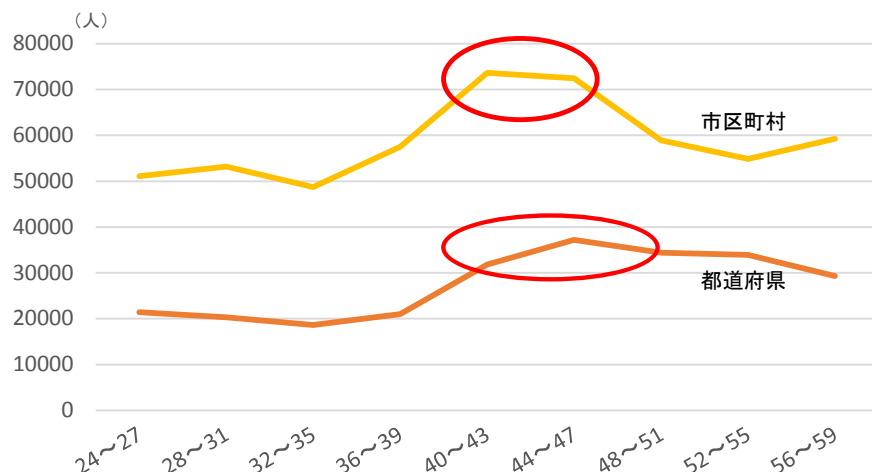
- 若年層の減少により、経営資源としての人材の確保がより厳しくなる中、公・共・私のベストミックスで社会課題を解決していくことが求められる。他方、定年退職者や出産を機に退職した人など、企業等で築き上げた能力が十分活かされず、活躍の場を求めている人も多い。就職氷河期世代には、これまで十分活躍の場が与えられてこなかった人がいる。こうした人々が多様な働き方ができる受け皿を作り出す方策について検討する必要がある。
- これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスやシステムは、大胆に標準化・共同化する必要がある。更には、今後、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用するというICTの活用を前提とした自治体行政を展開する必要がある。

1. 多様な担い手によって住民ニーズを満たす仕組み

自治体における経営資源の制約

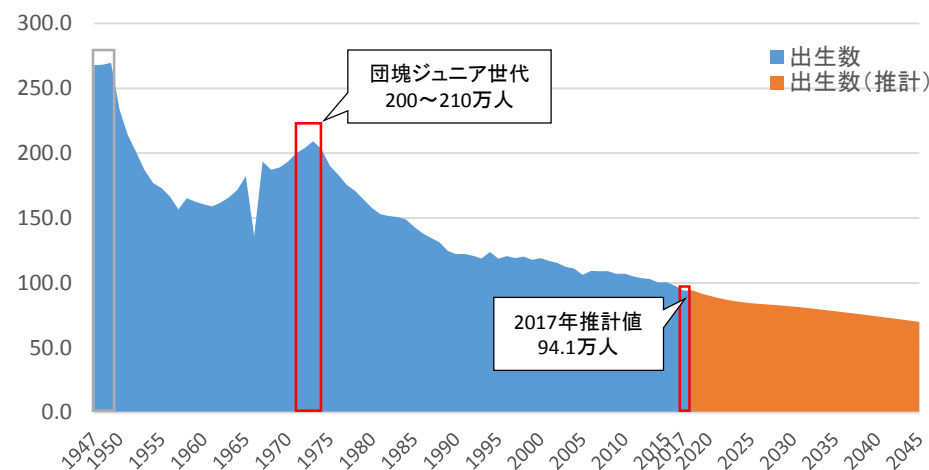
- 年齢別地方公務員数をみると団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上となる一方、その頃に20歳代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の半分程度にとどまる（団塊ジュニア世代の出生数：200～210万人、平成29年出生数（推計値）：94.1万人）。
- 今後は、自治体が行政サービスを提供するための経営資源が大きく制約されることを前提として、職員が自ら担うべき業務の範囲を見直すとともに、業務の徹底した自動化・省力化を図るなど、従来の延長線上にはない新たなサービス提供体制を検討する必要がある。

年齢別地方公務員数(2016年度)



出典)総務省:地方公務員給与実態調査

出生数の推移



出典)厚生労働省「人口動態統計」及び国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口(H29.4)」から作成

出生数の半減などにより自治体の経営資源が大きく制約されることを前提として、
職員が自ら担うべき業務の範囲を見直すとともに、
徹底した自動化・省力化を図ることで半分の職員で自治体の機能を維持するなど、
従来のあり方の延長線上にはない新たなサービス提供体制を検討する必要がある。

住民ニーズを充足する機能の低下

- 「公(官)」は、経営資源の制約により、従来の方法や水準で公共サービスを維持することは困難になる。
- 「共」は、都市部では共助の受け皿が乏しい。また、地方部を中心に、生活支援機能を担ってきた地縁組織は高齢化と人口流出により機能が低下。
- 「私」は、人口減少による市場の縮小により、民間事業者の撤退やサービスの縮小が生じる。また、一人暮らし高齢者世帯や共働きの核家族の増加により、家族の扶助機能が低下。
- 自治体は、公共私の機能低下に対応し、新しい公共私(特に公・共と公・私)の協力関係の構築によりニーズを充足できるように対策を講じる必要がある。

「公」「共」「私」によるニーズ充足機能の低下

公(官)

経営資源の制約によるサービス提供機能の低下

- ・ 厳しい財政需要や職員の削減により、サービス提供方法の見直しを行わなければ、従来の水準で公共サービスを維持することが困難になる。

共

住民同士の関係性の希薄化

- ・ 住民の流動性が高い地域(特に都市部)では、地域における住民同士の関係性が希薄であり、住民同士の相互扶助が機能しない。

地縁組織の扶助機能の低下

- ・ 地縁組織が存在する地域においても、住民の流出や高齢化により、従来、地縁組織が担ってきた見守りや雪かきなどの生活支援機能が低下している。

私

市場サービスの喪失

- ・ 人口減少に伴う経済規模の縮小により、商店や公共交通といった民間事業者の撤退やサービスの縮小が生じる。

家族の扶助機能の低下

- ・ 一人暮らし高齢者世帯の増加、共働きの核家族の増加などにより、高齢者・児童の見守りや生活支援など家族の扶助機能が低下している。

ニーズ充足機能の必要性

人口減少に伴い、従来の「公」「共」「私」によるサービス提供機能が低下するが、住民生活を維持するのに不可欠なニーズは充足されなければならない。

住民の生活ニーズのうち、家族や市場、地域社会によってサービスの提供が行われなくなったものを、「公」が直接サービスを提供することは現実的ではない。

自治体として、新しい公共私(特に公・共や公・私)の協力関係の構築により住民ニーズを充足できるように対策が必要。

住民生活におけるニーズ(例)

- 住民生活におけるニーズは、家事援助、見守り、子育て支援、地域の足の確保、地域の交流など幅広く存在。今後、高齢化や家族形態・地域社会の変容によりニーズ充足機能が低下し、新たな公共私との協力関係により満たすべきニーズが増加するおそれがある。

- 都市部の高齢化対策に関する検討会報告書(厚生労働省)

【生活支援サービスの提供イメージ】

家事援助、交流サロン、声かけ、コミュニティカフェ、配食+見守り、権利擁護、移動販売、安否確認、食材配達、外出支援など

- 暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書(総務省)

【地域運営組織が行う業務(例)】

市町村役場の窓口代行
公的施設の維持管理、空き家や里山などの維持管理
コミュニティバスの運行その他外出支援サービス、送迎サービス
雪かき・雪下ろし、声かけ・見守りサービス
家事支援、弁当配達・給配食サービス、買い物支援、
保育サービス・一時預かり
体験交流事業、高齢者交流サービス
名産品・特産品の加工・販売

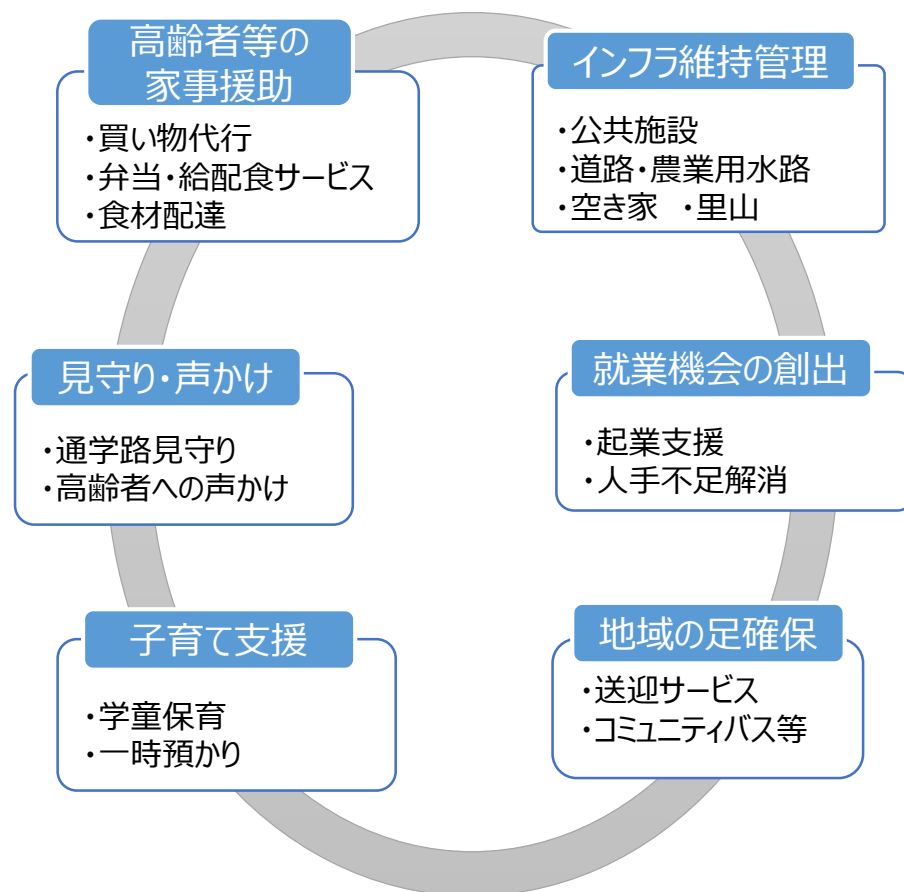
- シェア・ニッポン100(シェアリングエコノミー活用事例集)(内閣官房)

【主要なシェアリングエコノミーの事例】

観光振興
就業機会の創出
地域の足の確保
子育てなど女性活躍支援
イベント時などにおける需給ひっ迫の解消

住民のニーズ(例)

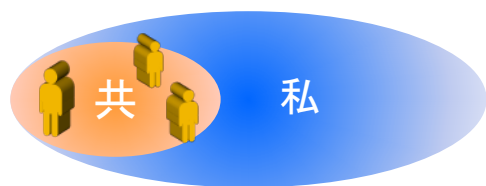
※ニーズの大きさや担い手は地域によって様々



多様な担い手によって住民ニーズを満たす仕組みの今後の課題

- 住民同士の関係性が希薄で共助による相互扶助の取組があまり行われていない地域(大都市部を想定)では、個々の住民がサービスを購入することでニーズを満たすことが想定されるが、地域の共通課題への対応は脆弱。今後、住民ニーズを満たす共助によるサービス提供体制をいかに構築するかが課題となる。
- 地縁組織などの共助による支え合いが広く行われている地域(主に地方部を想定)では、人口減少と高齢化が進むことで、住民ニーズに対するサービスの供給が私の領域でビジネスとして成り立たない可能性が高まる。
一方、共助による支え合いの基盤となる主体(地域運営組織等)が継続的に活動できるようにするために、人材、資金、ノウハウをいかに確保するかが課題となる。

住民同士の関係性が希薄な地域
＝共助の受け皿がない地域
(主に大都市部を想定)



私

個々の住民がサービスを購入することでニーズを満たす
ただし、サービス購入できない住民も存在

共

共助によるサービス提供があまり行われておらず、
地域の共通課題への対応は脆弱

今後の課題

住民ニーズを満たす共助によるサービス
提供体制をいかに構築するか

共助による支え合いが広く行われている地域
＝共助の受け皿がある地域
(主に地方部を想定)



私

人口減少と高齢化が進むことで、住民ニーズに対する
サービスの供給がビジネスとして成り立たない可能性

共

地縁組織などの共助による支え合いが広く存在
ただし、人口減少と高齢化が進むと、活動継続が困難に

今後の課題

共助による支え合いの基盤となる主体(地域運営
組織等)が継続的に活動できるようにするために、
人材、資金、ノウハウをいかに確保するか

「共」に近づく「私」によるニーズ充足の現状と方向性

- 事業者のサービスを住民が購入するという関係性ではなく、助け合いに近い形でニーズを充足する例が増加。
 - ① 北海道天塩町では、病院所在市までのマイカー相乗りのマッチング事業を企業と提携して実証実験。
 - ② 秋田県湯沢市、奈良県生駒市や長野県川上村では、子どもの送迎など育児の共助を企業と連携して実施。
 - ③ 複数のシルバー人材センターでは、30分～1時間程度の作業をメニュー化し、ワンコイン(500円)で提供。
- ICT利用の普及によりマッチングが容易になり、シェアリングエコノミーの活用(①、②)は今後も増加する可能性。
- シェアリングエコノミーではニーズに応じたサービス提供者がいる場合にニーズが満たされる仕組みであるが、住民生活の維持に不可欠なニーズを持続的、かつ、安定的に充足するためには、③のように、より組織的な仲介機能が必要になるのではないか。

北海道天塩町

(提携: 株式会社notteco)

- ・国の補助金等による路線の増設・存続は持続可能性がないという認識
- ・かかる認識のもと、天塩～稚内間を定期的に移動する自動車のスペース(空席)を「相乗り」できないかとの着想にいたる。



- ・同乗者が移動に要した費用(ガソリン代・高速道路代)を負担する相乗りマッチングサービスを導入



秋田県湯沢市、奈良県生駒市

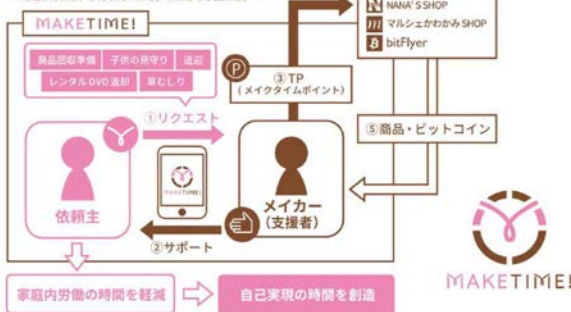
- ・顔見知り同士が子どもの送迎や託児を共助するネットの仕組み「子育てシェア」を運営する株式会社AsMamaと「子育て支援の連携協力に関する協定」を締結

長野県川上村

- ・子育て中の女性の家事・育児の一部を子育て期間を終えた地域住民等が分担する地域内相互扶助CtoCプラットフォームの実証実験を実施。【利用料: 500円～1,000円/時間】

「MAKETIME!」サービス俯瞰図

～時間があれば、まだまだやれる。わたしなら出来る。～



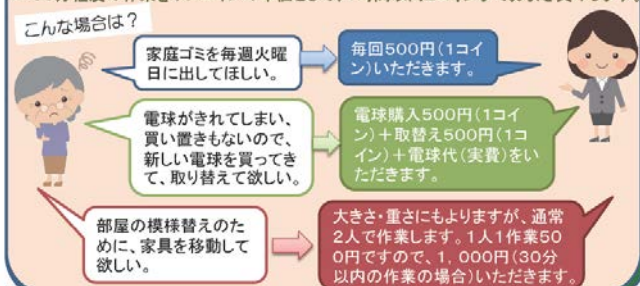
シルバー人材センターによるワンコインサービス

ワンコインでお手伝いできる作業

ワンコインメニュー【作業時間30分程度】

- ゴミ出し(家庭ゴミ)
- 資源物の持ち出し
- 資源物の分別
- 洗濯物・布団干し
- 洗濯物・布団の取り込み
- お風呂(浴槽)洗い
- 食器洗い・片付け
- トイレ清掃
- 玄関廻りの清掃
- 洗面台の清掃
- 雨戸の開閉
- 植木の水遣り
- 扇風機の掃除・組み立て
- コタツの分解・片付け
- 買い置きカーテンの交換
- ストープなどの灯油補給
- ストープ(灯油、電気)の清掃・片付け
- 蛍光管・電球の交換(買い置きあり)
- 掛け時計の電池交換(買い置きあり)
- 病院(徒歩15分圏内)予約のための診察券出し
- 簡単な家具組み立て
- 家具の簡単な移動
- ねじ類の締め直し
- 簡単な裁縫
- 話し相手
- 買い物代行(食品を除く、小額な日用品)

▶ 30分程度の作業をワンコインの単価として、1時間以内2コインまでお引き受けします。



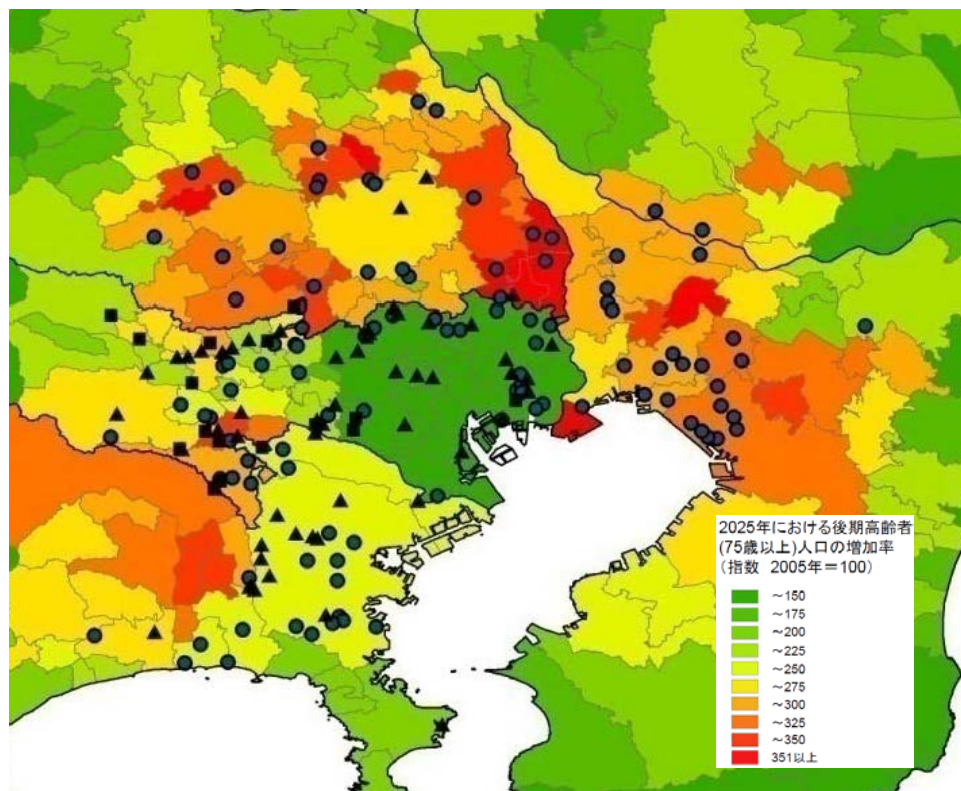
(蒲郡市シルバー人材センター作成リーフレット)

大都市部における地域課題の解決

首都圏の大規模住宅団地

- 大規模団地は県境を越え、都心から同心円状に一都三県に分布。
- 同じ年齢層が一斉に入居したことから、入居開始年次が古いものほど居住者の高齢化が進行。

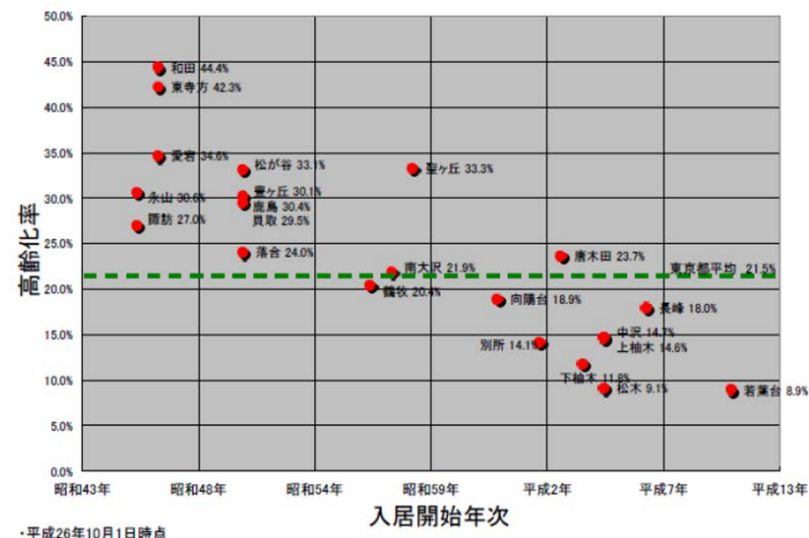
首都圏での高齢化の伸び率(後期高齢者の人口増加率)と大規模団地



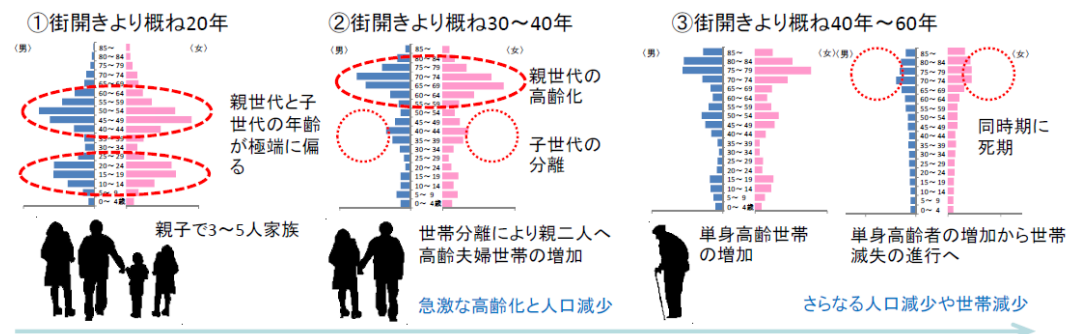
1000戸以上団地

- ▲ 公営住宅
- 公社住宅
- UR都市機構住宅

多摩ニュータウンの入居開始年次と高齢化率の関係



戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ

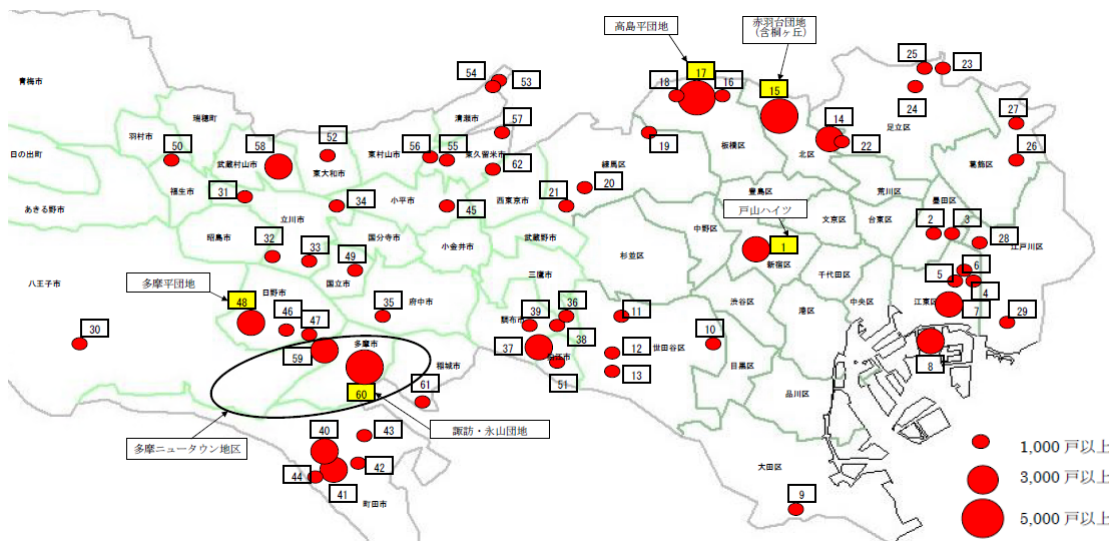


(出典)国土交通省持続可能なまちづくり研究会、第4回住宅団地の再生のあり方に関する検討会、第1回「住宅団地再生」連絡会議

東京都の大規模住宅団地

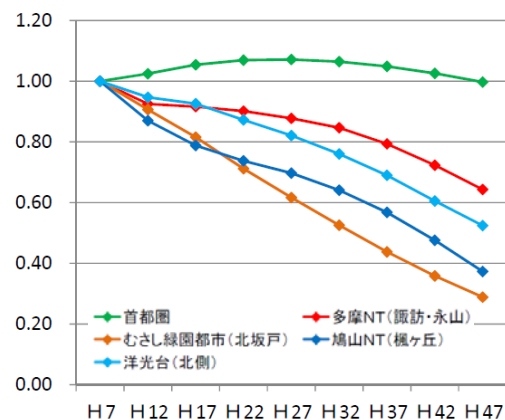
○ 今後、23区を中心に人口増加が見込まれる市区町村が多い東京都内にも、大規模住宅団地が多数立地しており、局地的な人口減少と高齢化が想定される。

都内の大規模住宅団地の分布(昭和40年代以前入居)

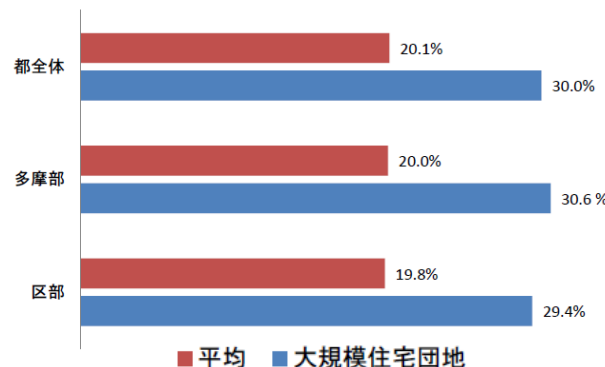


番号	区市名	団地名	建設年度	総戸数	建設者
1	新宿区	戸山ハイムアパート	S43~48, 51	3,019	都住
2	豊田区	文花一丁目アパート	S40~42, 58	1,682	都住
3	豊田区	立花一丁目団地	S49, 50	1,589	UR
4	江東区	東砂二丁目アパート	S43	1,487	都住
5	江東区	大島四丁目団地	S44	2,514	UR
6	江東区	大島六丁目団地	S45, 46	2,892	UR
7	江東区	南砂団地	S46, 47	3,839	J K K
8	江東区	辰巳一丁目アパート	S42~44	3,326	都住
9	大田区	南六郷二丁目団地	S45	1,118	UR
10	世田谷区	下馬アパート	S33~45	1,439	都住
11	世田谷区	希望ヶ丘団地	S47, 48	1,826	UR
12	世田谷区	祖師谷団地	S30, 31	1,020	J K K
13	世田谷区	大蔵団地	S34, 35, 38	1,264	J K K
14	北区	豊島五丁目団地	S47, 48	4,959	UR
15	北区	根ヶ丘・赤羽西五丁目AP、赤羽台団地	S32~41, 43~46, 48, 49, 50	6,974	都住・UR
16	板橋区	西台アパート	S45	1,104	都住
17	板橋区	高島平団地	S47, 48	8,287	UR
18	板橋区	新河岸二丁目アパート	S43, 44, 46, 48, 49	1,226	都住
19	練馬区	むつみ台団地	S48	1,261	UR
20	練馬区	南田中アパート	S41, 42, 45, 54, 57, 59	1,753	都住
21	練馬区	上石神井アパート	S39~41, 43, 55, 58, 63	1,167	都住
22	足立区	上沼田アパート	S35~37, 39, 41	1,390	都住
23	足立区	花畑第4アパート	S46	1,004	都住
24	足立区	竹の塚第一団地	S40~H8	1,522	UR
25	足立区	花畑団地	S39~49	2,725	UR
26	葛飾区	高砂アパート	S38, 39, 42, 44	1,263	都住
27	葛飾区	金町駅前団地	S43	1,417	UR
28	江戸川区	平井一丁目アパート	S40, 41, 43, 44	1,197	都住
29	江戸川区	小島町二丁目団地	S49~S54	1,526	UR
30	八王子市	長原アパート	S38, H8~10, 12~16	2,032	都住
31	立川市	立川松中アパート	S44, 45	1,232	都住
32	立川市	富士見町団地	S41, 43	1,626	J K K
33	立川市	けやき台団地	S41	1,250	UR
34	立川市	立川若葉町団地	S46~H2	1,463	UR
35	府中市	府中南町アパート	S41, 43, H2, 5, 8	1,257	都住
36	練布市	仙川アパート	S36, 37, 39	1,126	都住
37	練布市・狛江市	多摩川団地	S39~S42	3,874	J K K
38	練布市	神代団地	S40~S62	2,092	UR
39	練布市	練布くすのきアパート	S48, 49, 52	1,374	都住
40	町田市	町田山崎団地	S43, 44	3,920	UR
41	町田市	町田木曽団地	S42~44	4,736	J K K
42	町田市	藤の台団地	S45, 46	2,227	UR
43	町田市	鶴川団地	S42, 43	1,682	UR
44	町田市	坂川団地	S41~S43	2,238	J K K
45	小平市	小平団地	S40~S56	1,766	UR
46	日野市	高幡台団地	S45, 46	1,188	UR
47	日野市	百草団地	S44, 45	2,028	UR
48	日野市	多摩平団地	S33~35	2,792	UR
49	国立市	国立富士見台団地	S40~	2,050	UR
50	狛江市	狛江加美平団地	S40, 41	1,042	J K K
51	狛江市	狛江アパート	S41, 42, 50	1,762	都住
52	東大和市	大和芝中団地	S43~45	1,286	J K K
53	清瀬市	清瀬旭が丘団地	S42	1,820	UR
54	清瀬市	清瀬台団地	S45, 46	1,340	J K K
55	東久留米市	浅山団地	S43	1,060	UR
56	東久留米市	久留米西団地	S42, 44	1,942	J K K
57	東久留米市	久留米東団地	S37, S38	1,040	UR
58	武蔵村山市	村山アパート	S39~41, H9	4,729	都住
59	多摩市・八王子市	愛宕・鹿島・東寺方・和田団地	S45, 47, 48, 51, H2, 10, 11	3,064	都住・UR・J K K
60	多摩市	諏訪・永山団地	S46~52	6,802	都住・UR
61	稲城市	平尾団地	S43, 44	2,552	J K K
62	西東京市	ひばりが丘団地	S34~H8	1,356	UR

大規模住宅団地の人口推移



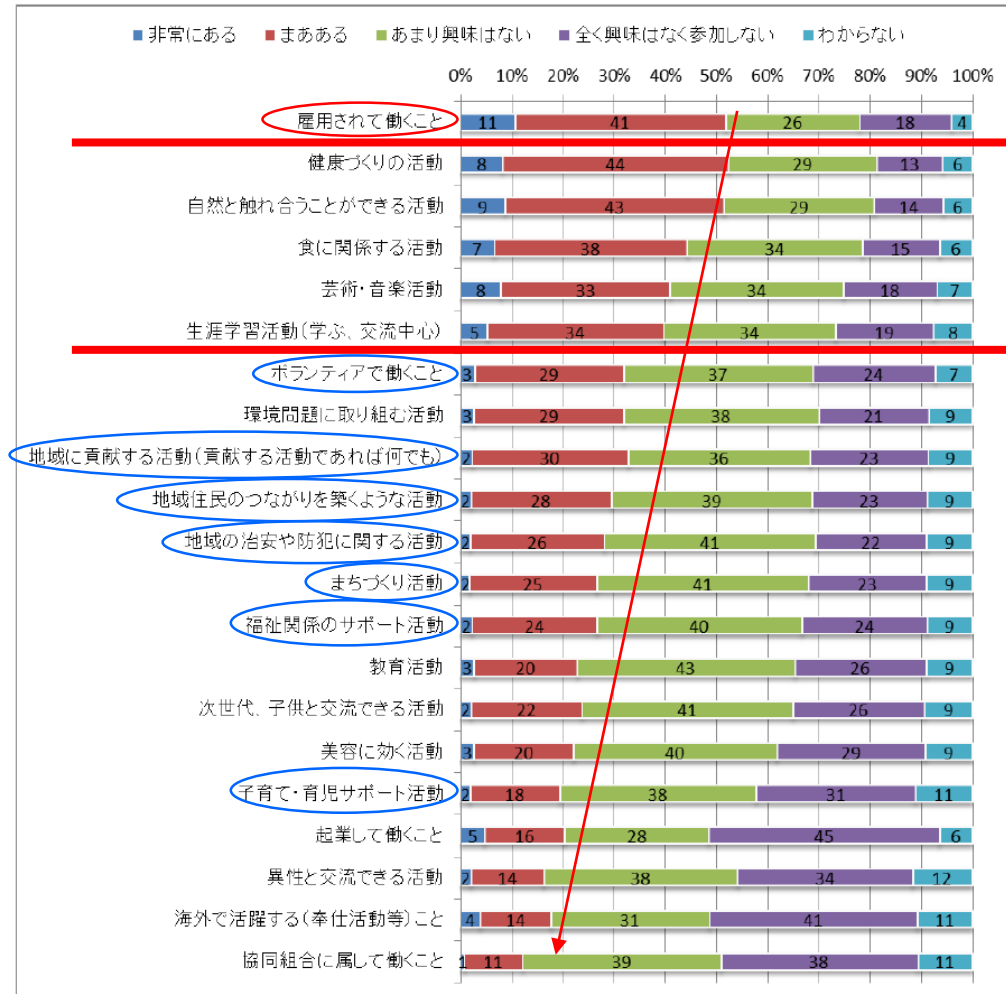
東京都の大規模住宅団地の高齢化の状況



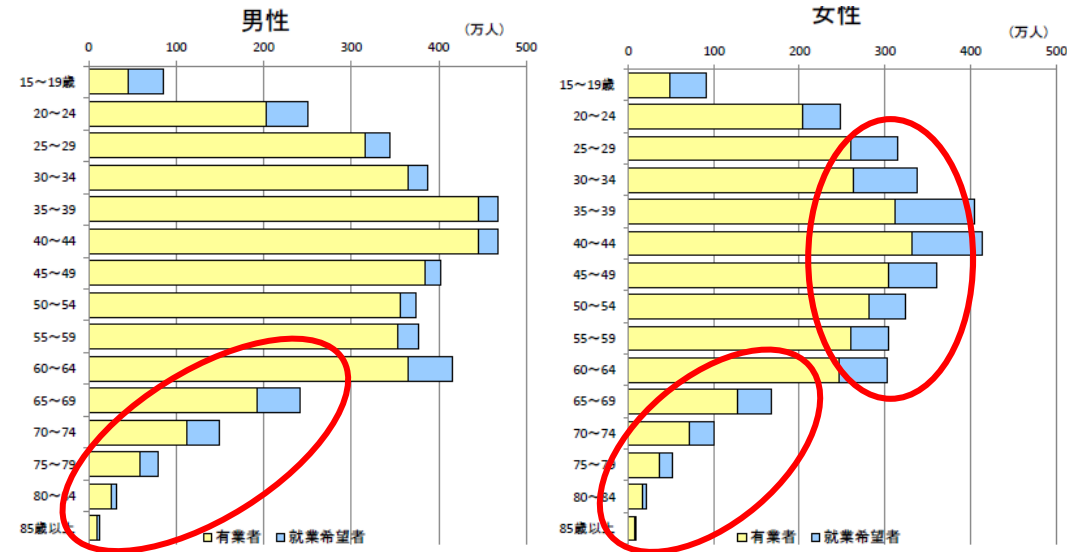
雇用の場を求める高齢者と女性

- 50～60歳代による将来における諸活動への参加関心度は「雇用されて働くこと」が最も高い。まちづくり活動、福祉関係のサポート活動、子育て・育児サポートなどに対する関心は必ずしも高くない。
- 高齢者と女性において、就職希望者が多く、有業者数と就業希望者数にギャップが生じている。

50～60歳代による将来(65～79歳)における諸活動への参加関心度



有業者数と就業希望者数



(注)「就業希望者」は、ふだん仕事をしていない「無業者」のうち、何か収入のある仕事をしたいと思っている者をいい、実際に求職活動をしている「求職者」を含む。いわば潜在的労働力に相当する者。

出典)厚生労働省 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会 報告書(参考資料)

(左グラフの調査概要)

- ①調査対象: 全国 47 都道府県在住の 50～69 歳・男女 5000 名
 - ②調査方法: インターネットによる自記式アンケート調査
 - ③調査項目: 基本属性、ライフスタイル、価値観、趣味・嗜好、将来に対する考え方、高齢期の仕事及び社会活動に関する考え方等
 - ④調査実施期間: 2014 年 2 月 25～26 日
- <回答者数>
5000 名(男性 2431 名: 48.6%、女性 2569 名: 51.4%。平均年齢 59.62 歳)

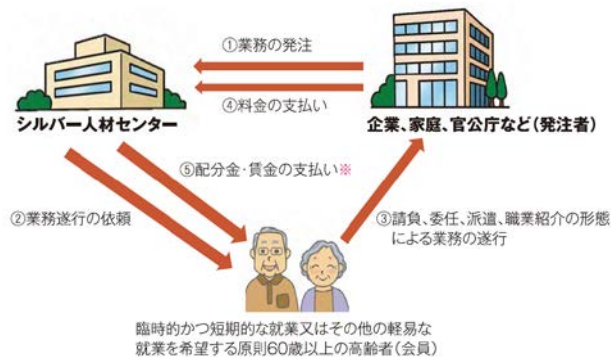
出典) 厚生労働省委託事業: 東京大学高齢社会総合研究機構「高齢者の社会参加の実態とニーズを踏まえた社会参加促進策の開発と社会参加効果の実証に関する調査研究事業」(2014年3月)

※平均得点は、「非常にある」5点、「まあある」4点、「あまり興味はない」3点、「全く興味はなく参加しない」2点、「わからない」1点として算出した

シルバー人材センターの現状と課題

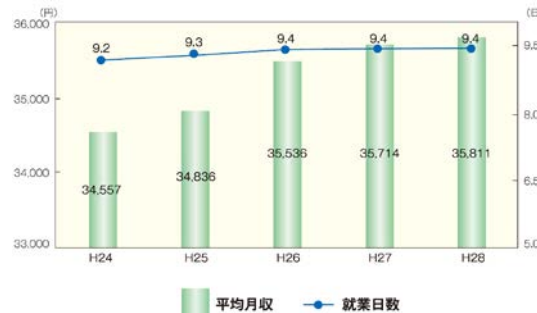
- シルバー人材センターでは、業務が「臨時的・短期的な業務」「軽易な業務」に限定されている。
- 60歳以上人口が増加する中、シルバー人材センターの会員数は、2013年をピークに減少傾向。
- 会員の収入は月平均35,811円にとどまる。(高齢者の希望する月収として「10万円未満」は5～6割程度。)
- シルバー人材センターの就業内容は、経験や知識、専門技術などを活かした業務は少なく、運搬・清掃・包装等の作業やサービス(建物管理・広報配布、福祉・家事援助、学童通学見守り)などが多い。

シルバー人材センターの概要



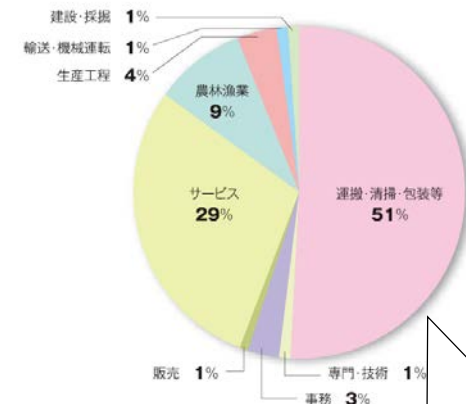
臨時的・短期的な業務	おおむね月10日程度以内
軽易な業務	おおむね週20時間を超えないことを目安

シルバー人材センター会員の収入等



月平均(H28): 35,811円 < 9.4日 >
(3,810円/日)

シルバー人材センターの業務 (就業者数(延べ)の割合)



【主な仕事の例】

運搬・清掃・包装等(51%)

屋内外清掃、除草、カート整理など

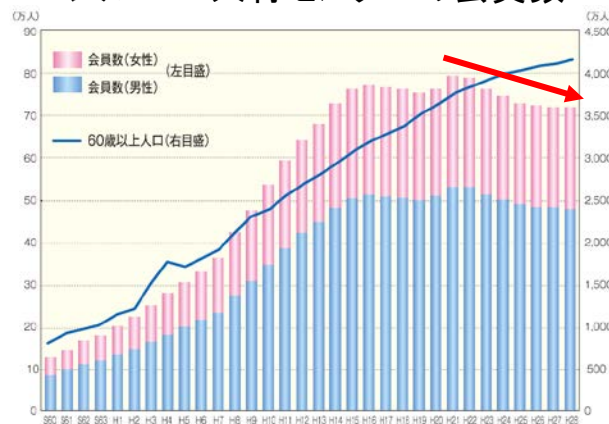
サービス(29%)

建物管理、広報配布、福祉・家事援助、育児支援、会館管理、学童通学見守りなど

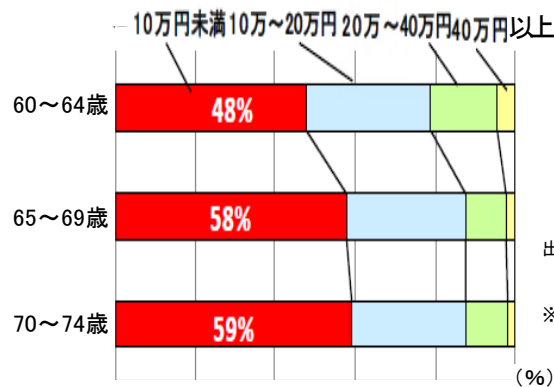
農林漁業(9%)

植木の剪定、農業支援、花の手入れなど

シルバー人材センターの会員数



高齢者の希望する月収(平成27年)



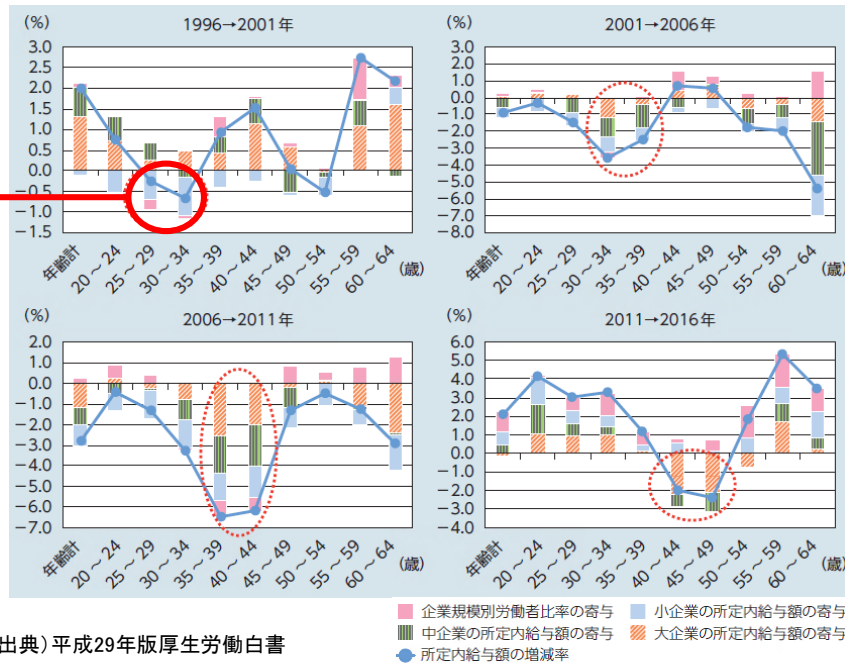
出典) 中高年齢者の転職・再就職調査(平成28年、JILPT)のデータに基づき集計
※ 現在就業中で今後再就職する際に希望する労働条件

出典) 公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会
「シルバー人材センター事業の概要2017」

就職氷河期世代の状況①（就業）

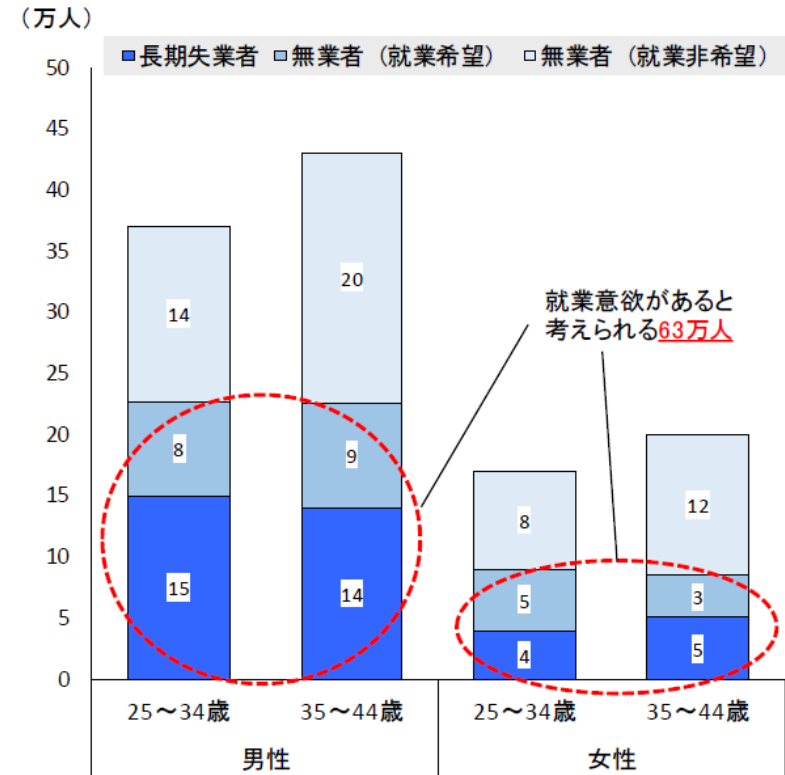
- バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代（特に1972～76年生まれ）は、その前後の世代と比較して、給与が低い。
- 2030～2040年に日本の中核を担う1980年代、1970年代生まれの世代で、無業者は79万人（男性51万人、女性28万人）、長期失業者は38万人（男性29万人、女性9万人）の計117万人。うち、就業を希望しない無業者（54万人）を除くと、63万人が就業意欲があると考えられる。

年齢階級別 所定内給与額の変化と要因（男性一般労働者）



- ・ 2001年時点の25～29歳層（1972～76年生まれ）、30～34歳層（1967～71年生まれ）の給与額は、5年前（1996年時点）の同年齢層の給与額よりも低い。
- ・ このように1967～1976年生まれの給与額が前後の世代よりも低い傾向（特に1972～76年生まれの給与額が低い傾向）は、2006年、2011年、2016年も続いている。

労働市場で十分に活躍していない層（2015年）



（出所）総務省「労働力調査（基本集計、詳細集計）」により作成。

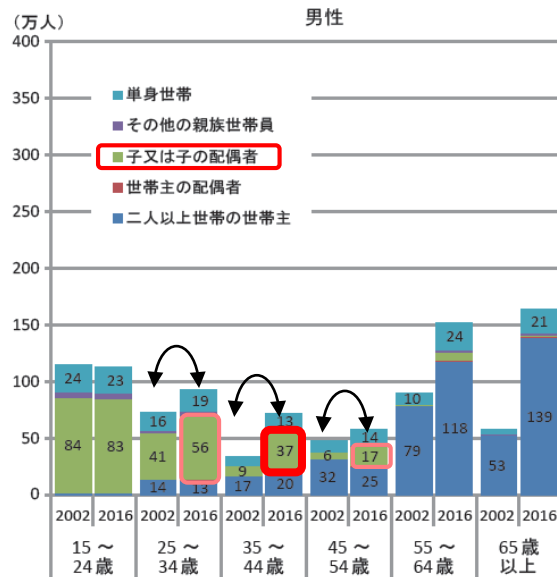
（注）無業者の就業希望・非希望は詳細集計による値を用いて、基本調査の値を分割。

出典) 内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース報告書（参考資料集）」より作成

就職氷河期世代の状況②（家族）

- 非正規雇用労働者（男性）の世帯属性をみると、25～34歳、35～44歳、45～54歳で「世帯主の子又は子の配偶者」が増加しており、世帯主である親と同居するケースが多くみられる。就職氷河期世代（※図表では主として2016年に35～44歳の年齢層）では、2016年は2002年の約4倍となっている。
- 年齢別有配偶率（男性）をみると、就職氷河期世代は、その前の世代よりも結婚している者の割合が低い。また、30歳代後半で比較すると、団塊ジュニア世代よりも、その次の世代の方が結婚している者の割合が高い。
- 団塊ジュニア世代を含む就職氷河期世代は、それ以前の世代よりも、出生率が低い（年齢別累積出生率＝世代ごとの出生率）。ただし、30歳代後半時点で見ると、団塊ジュニア世代よりも、次の世代の方が多く出生している。

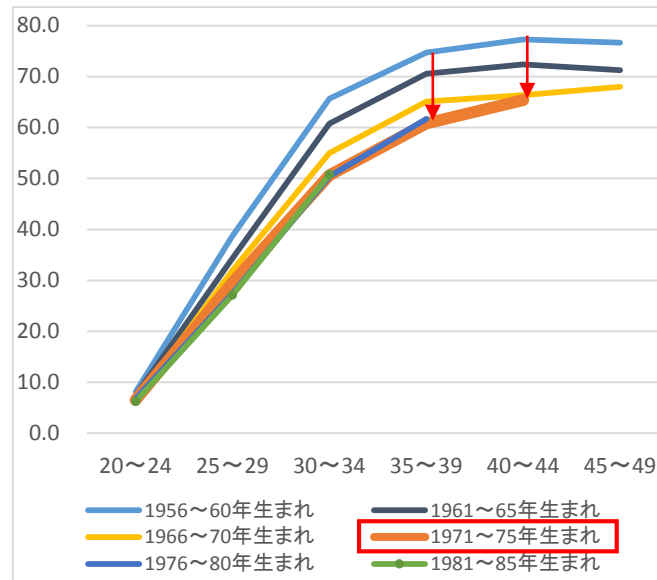
非正規雇用労働者の世帯属性 （2002年と2016年の比較）



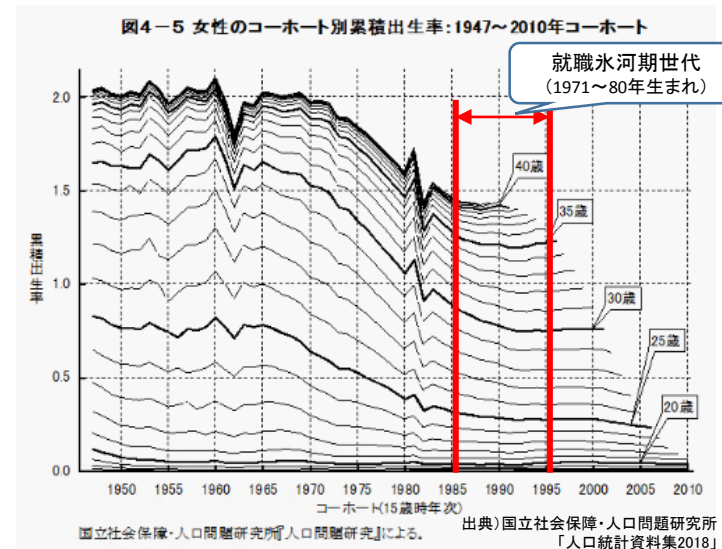
資料：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

出典）平成29年版厚生労働白書

年齢別有配偶率（男性）



女性の出生率の変化



年齢別出生率（5歳ごと平均）の累計

年齢層	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～49歳
生年	1947～51	1952～56	1957～61	1962～66	1967～71	1972～76
1947～51	0.02	0.54	1.47	1.83	1.92	1.93
1952～56	0.02	0.50	1.41	1.86	1.97	1.99
1957～61	0.02	0.39	1.24	1.72	1.86	1.88
1962～66	0.02	0.32	1.02	1.51	1.67	1.70
1967～71	0.02	0.24	0.81	1.25	1.44	1.48
1972～76	0.02	0.22	0.70	1.15	1.39	1.45
1977～81	0.02	0.22	0.65	1.14	1.43	
1982～86	0.03	0.22	0.65	1.17		
1987～91	0.03	0.20	0.61			

出典）厚生労働省「人口動態調査」から作成

出典）国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2018」より作成

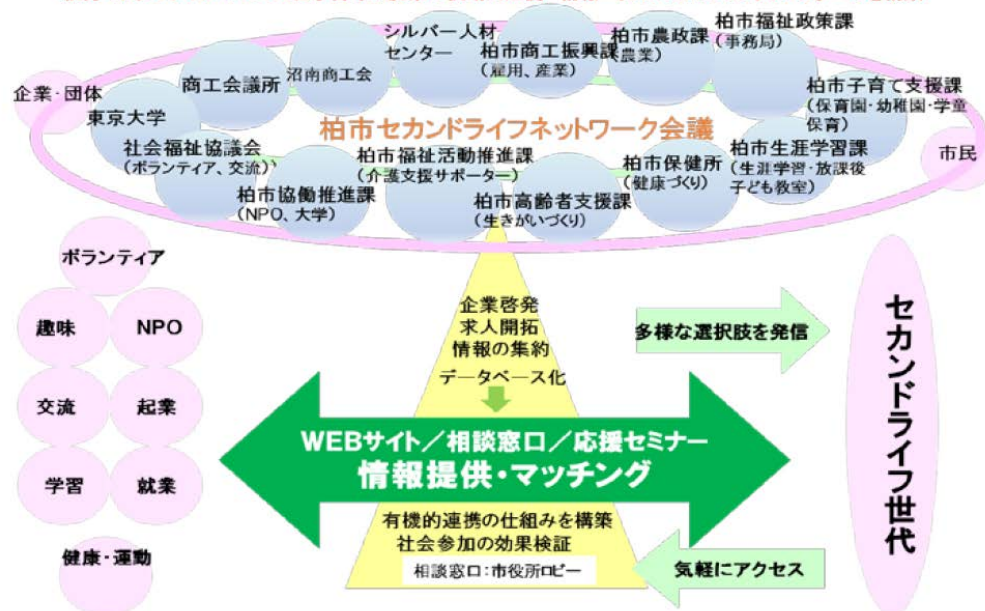
柏市セカンドライフプラットフォーム事業

- 千葉県柏市では、官民の高齢者関連部署による横断的な連携と、施策情報を一元化したワンストップサービスを可能とするプラットフォームを構築し、積極的な情報発信やマッチング等を行う事業を実施。
- 大学からスタッフ(事業統括1名、中核的スタッフ3名)が参加し、就労分野での求人開拓・企業啓発(9名)、仕事以外の分野での求人・募集情報の入手(4名)、窓口業務(7名)、ホームページの立ち上げと情報管理(2名及び専門スタッフ)を行う体制を整備。
- 農業、食、保育、生活支援、福祉サービスの分野で、約250名超の新たな雇用を実現。

柏市セカンドライフプラットフォーム事業

柏市セカンドライフプラットフォーム事業

就労・ボランティア・NPO・生涯学習等の施策の横断的な連携と情報一元化のためのプラットフォームを構築



5領域9事業を開拓。のべ250名超の生きがい就労者の雇用を実現！



地方部における地域課題の解決

共助としての地域運営組織によるサービス提供

- 住民が自ら地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践する組織が、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等高齢者の暮らしを支える活動や、子育て支援などに取り組む例が多い。
- 地域運営組織(＝総務省地域振興室による調査の定義に当てはまるもの)は、近年は、毎年300団体以上設立されており、合計の組織数は4,177団体(675市区町村)となっている。

地域運営組織の定義(総務省地域振興室による調査の定義)

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

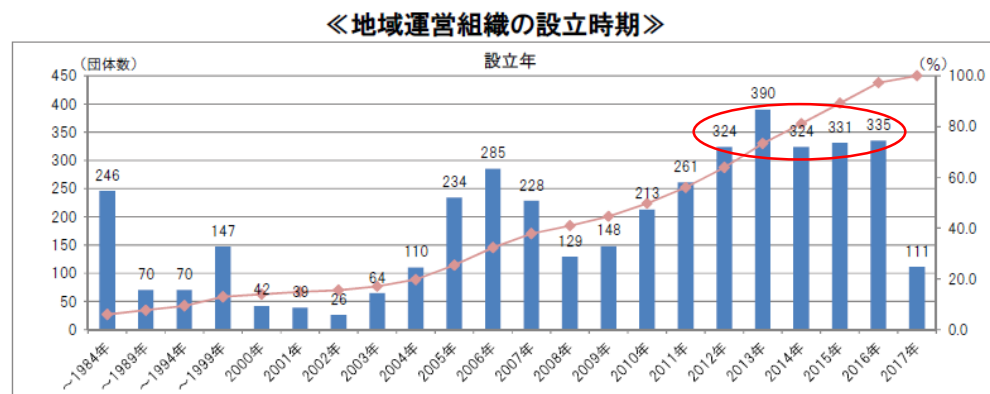
具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

総合的なもの 生活支援関係	市町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理(指定管理など) コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援(清掃、庭の手入れなど)、弁当配達・給配食サービス、買い物支援(配達・地域商店運営、移動販売など)
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

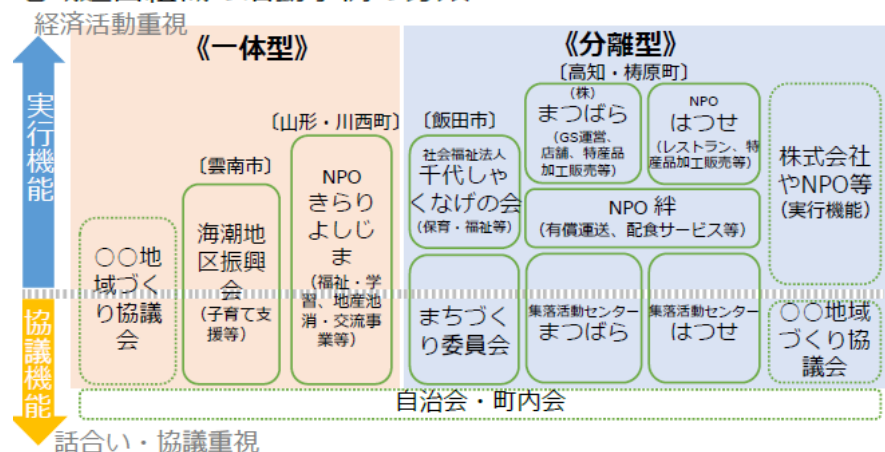
※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業(学校・保育所、病院、介護施設等)やそれに付随する送迎等

地域運営組織の設立時期等



地域運営組織の活動事例の分類

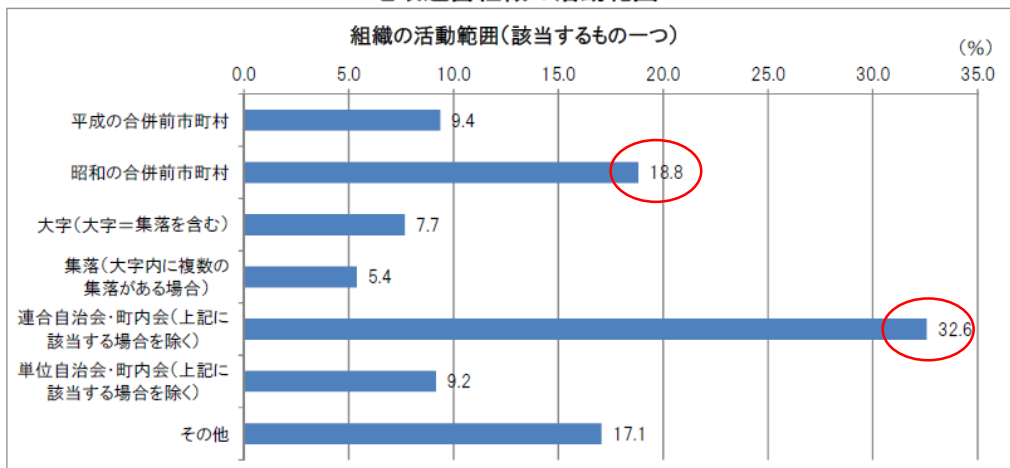


地域運営組織の活動範囲・組織形態と法人化のメリット

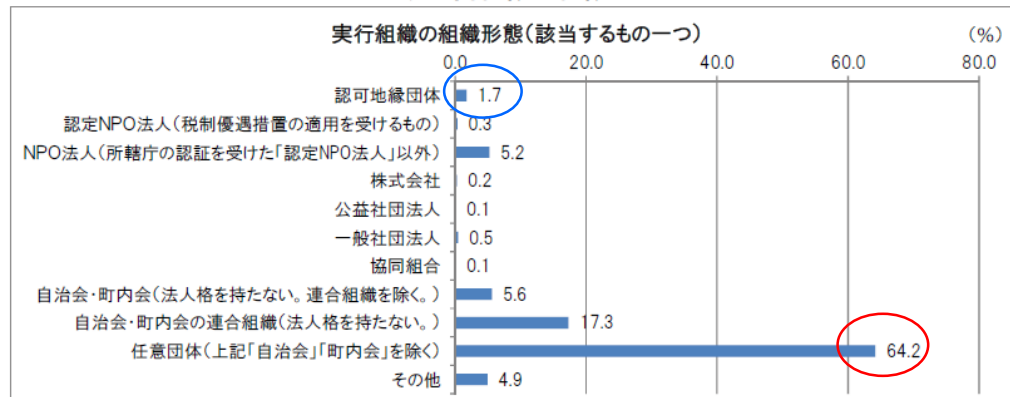
- 地域運営組織は、連合自治会・町内会や昭和の合併前市町村の単位で活動している例が多い。
- 地域運営組織の多くは(法人格を有しない)任意団体であり、認可地縁団体によるものは少ない。内閣府の有識者会議では、法人化のメリットとして、①代表者個人への負担に関する不安の解消、②様々な団体との契約・連携による事業の幅の広がり、③人材確保の面で安定化などが指摘されている。

地域運営組織の活動範囲・組織形態

《地域運営組織の活動範囲》



《地域運営組織の組織形態》



出典) 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 最終報告」(2016年12月)、「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」(2017年12月)

地域運営組織の空間的広がり



法人化のメリット

地域運営組織をめぐる様々な不安

多くの事業を展開するようになり、様々な団体と契約を交わし始めたが、会長個人が契約する形で大丈夫だろうか？

寄附を受ける機会が増え、自治体からも指定管理契約や委託事業を受けるようになってきたが、組織としてしっかりしていけるべきだが、人手が不足していてそれもままならない。

事業で失敗したり、事故が発生する恐れがあり、今のまま代表者が責任を負うようであれば、リーダーや役員の手がなくなるおそれがある。

法人格を取得することで、

代表者個人への負担に関する不安を解消し、

様々な団体と契約・連携しながら事業の幅を広げ、

経済的にも、組織やリーダーとなる人材の確保の面でも安定して、

地域運営組織を持続させていきやすくなります。

地域自治組織に関する研究会報告書 概要

第1章 基本認識

- 地域の住民が主体となって「地域運営組織」を形成し、地域の課題解決に向けた取組みを行う様々な事例が全国的に拡大。都市部でも活発化。

(例：高齢者等の暮らしを支える活動、公的施設の管理、保育サービス・一時預かり等)

今後、高齢化や人口減少は加速。基礎自治体は住民のニーズにきめ細やかに応えていくことが困難に。地域運営組織の役割は増大へ。

- 地域の良好な環境や地域の価値の維持・向上のため、地域の住民・事業主・地権者等が主体となった「エリアマネジメント」が各地で進められている。(例：街並み規制・誘導、施設・公園等の管理、空地・空家の活用、防犯カメラやセキュリティシステム導入等)

安全・安心や快適・豊かさへの関心の高まり、地域間競争の進行に応じた魅力づくりの重要性の認識の浸透が背景に。この流れは継続し、加速。

課題

- エリアマネジメント、地域運営組織の活動の観点から、以下の意見、指摘がある。

- ・ 現行の地縁型の法人制度について、地域運営組織の多様な活動実態を受けとめることができるよう、新たな法人制度の創設を含め、見直しが必要。また、何らかの特別の位置付けや役割を付与することが必要。

- ・ 中にはフリーライド可能な性質の活動があり、私的組織では費用負担を求める仕組みとして課題がある。
米国のBID(※)のような仕組みが選択肢として必要。

※ 主に地域の土地・家屋所有者の申請に基づき設立される特定目的の地方公共団体とされ、構成員の負担金によって、区域内の道路、歩道、公園等の整備・維持管理や美化、治安維持等を実施。

第2章 地縁型法人制度の課題への対応

検討の方向性を提示

認可地縁団体制度の見直し

- 「認可地縁団体制度」は、保有不動産等のトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするために設けられた制度(H3地方自治法改正)。
- その後、幅広い活動が行われるようになっていくことを踏まえ検討。
 - ・ 設立目的は、現行制度で前提とされている不動産等の保有予定の有無にかかわらず、「地域的な共同活動」に拡大することを積極的に検討すべき。
 - ・ 代表者以外の役員への代表権付与について、導入は差し支えないとの意見の一方、簡便な制度であることを踏まえ運用で対応すべきとの意見あり。

新たな地縁型法人制度について

- 地縁型法人は、一般社団法人(公益法人制度改革(H20施行))により目的、社員資格に制限なし)、NPO法人(事業内容に応じ社員資格の地域限定も可能である旨H28通知で明確化)、株式会社(営利目的の場合)等によっても設立可能。各制度の特性を考慮し、最適な組織を選択すべき。
- 市町村が条例等に基づいて地域運営組織に意見具申の役割を担わせたり、財政支援等を行う事例があり、これらを参考とした取組みが考えられる。
- こうした取組みに法律的な枠組み(指定法人制度等)を設定する必要性は、人口減少・高齢化対策、雇用創出等、様々な観点から検討されるべき。

第3章 新たな地域自治組織の可能性

今後の検討課題を提示

- フリーライド可能な活動について費用負担を求める仕組みとして、地域自治組織の可能性を検討し、今後の議論の深化のために二つの法的構成イメージを整理。いずれも法律で設定する枠組に基づく市町村条例を提示する場合に制度が導入され、地域の住民等のイニシアティブにより、相当数の同意が得られる場合に設立。(例えば、大規模開発され、住民が入居して間もない住宅地(一定規模で分譲された戸建住宅群、マンション群)や都市郊外の団地等における活用を想定)

公共組合としての地域自治組織

- ・ 構成員による共同の事務の遂行の組織。構成員に平等に受益が及ぶ事務(生活空間の質の向上に関する事務)として法律・条例で列挙されるものから選択。(例：市町村立公園等の通常よりグレードの高い整備・管理、空地・空家などの公共空間としての活用、防災・防犯)
- ・ 住所を有する者、又は土地・家屋所有者等が総会の構成員。

特別地方公共団体としての地域自治組織

- ・ 市町村事務の一部を処理する組織。事務に法律上の制約はなく、条例で列挙される事務から選択。(高齢者福祉・子育て支援等も可能)
- ・ 区域に住所を有する者(選挙権者)が総会の構成員(議会の選挙権者)。

- 当然加入制は慎重な視点が必要だが、ここで検討した地域自治組織は、実態として当然加入制のように運用されている団体もある中であって、そのあり方の合理化、透明化を図るものと考えらるべきとの意見が大勢。高齢化・人口減少の加速、地域間競争の進行等を踏まえると、権利保障に配慮する法制の下で選択肢として必要との多くの指摘。現場の関係者の意見を聞いた上で、議論を深めていくことが必要。

2. 自治体行政の標準化

自治体行政の標準化の必要性

- 自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、破壊的技術（Disruptive Technologies）AIやロボティクス、ブロックチェーンなどを積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせない。
- 行政事務の多くが情報システムにより処理されていることから、行政内部（バックオフィス）においては、クラウドサービスとして提供される共通の情報システムを活用して低廉化を図る必要がある。
- 住民・企業によるICT利用が大きく進展し、地方公共団体ごとの差異（特に申請書類等の様式）が経済活動や円滑な手続きの支障になるとの指摘がある。こうした行政と利用者とのインターフェイスについては、統一性を優先する必要があるのではないか。

行政内部（バックオフィス）

- 法令に基づく行政事務の多くは、情報システムを活用して自治体内で効率化を推進してきた。
- これまでも職員による事務作業をシステム処理に移行することで省力化が図られてきたが、AIやロボティクスの登場により、職員よりも正確で効率的に実施することが可能に。
- 各自治体が部分最適を追求した結果、全体として情報システムの重複投資が発生。

住民・企業との接点

- 紙の申請書類では、記載項目が同じであっても様式に差異がある場合には大量・定型の手続きを一括処理できず、住民・企業の負担が大きい。
- マイナポータルは、住民の電子申請の一元的な窓口として利用可能。

執行体制の簡素化・効率化

破壊的技術(Disruptive Technologies)による
自動化・省力化

情報システムの
共通化による
低廉化

利便性向上

マイナポータルなど
一元的な
インターフェイスの
構築・活用

（参考）自治体における情報システム
＜例：函館市（32システムが稼働）＞

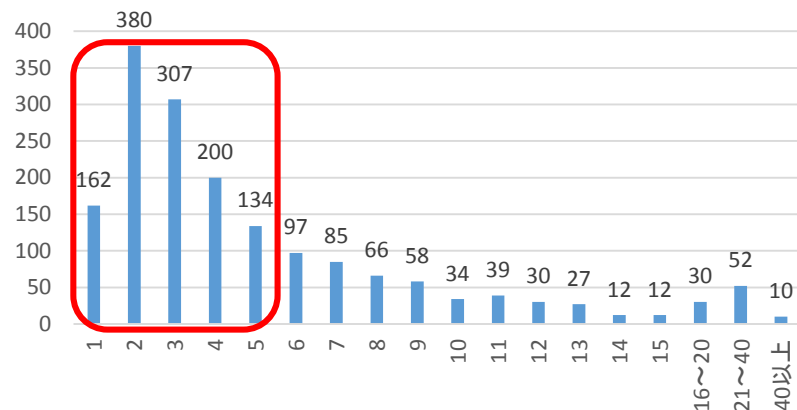
平成 元年 2月	住民記録、印鑑登録、外国人宛名、住民登録外、口座を稼働
平成 元年 4月	国民年金、生活保護、清掃手数料
平成 元年12月	選挙、教育（学齢簿）、交通災害共済
平成 2年 4月	市税（市道民税、軽自動車税、固定資産税、法人市民税、市税収納、市税諸証明、諸税）、国民健康保険（賦課、収納、給付）、保育料、農業委員会、起債管理
平成 3年 4月	教育（就学援助、授業料）、児童手当、福祉施設負担金、福祉助成（交通機関助成、身障者見舞金、敬老、タクシー料助成、医療助成資格、各種予防接種（検診通知、エキノコックス症診断）、住宅使用料、墓園手数料
平成 4年10月	国勢調査独自集計
平成 3年11月	光ディスク利用による住民記録バックアップ
平成 4年 4月	医療助成（給付）
平成 6年 1月	人事管理（人事管理、給与管理）
平成 6年10月	固定資産税光ディスク名寄管理、給与口座振替
平成10年10月	財務会計（予算編成）
平成11年 4月	財務会計（予算執行）
平成12年 4月	財務会計（決算管理）、介護保険
平成13年 6月	不在者投票管理
平成14年 8月	住民基本台帳ネットワークシステム（一次稼働）
平成15年 8月	住民基本台帳ネットワークシステム（二次稼働）
平成16年12月	合併に伴う電算システムの統合
平成17年10月	母子寡婦福祉資金システム
平成19年 3月	戸籍事務システム
平成19年10月	後期高齢者医療システム

出典：北海道函館市HPから作成

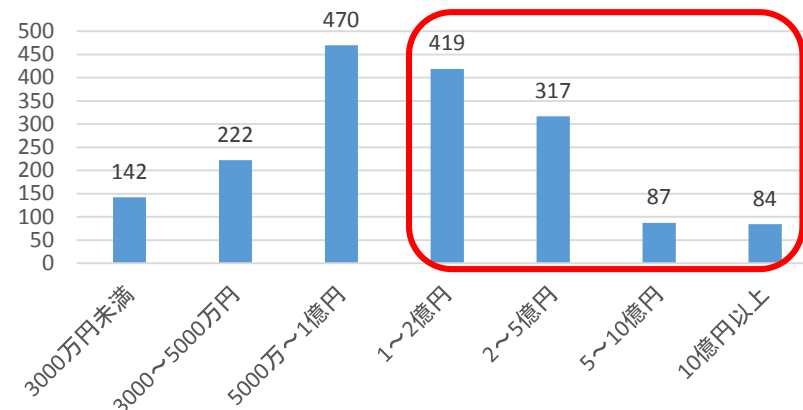
自治体における情報担当部門の状況

- 情報主管課職員数は、5人以下の団体数が全団体の約2／3に上る。人口20万以上の団体では平均20.4人であるが、人口20万未満の団体では少人数で運営している。
- 情報システム経費は、半数以上の団体が1億円以上となっている。人口20万以上の団体では多額のシステム経費が掛かる。20万未満の団体でも、人口5万以上で平均3億円以上、人口1万以上で平均1億円以上となる。

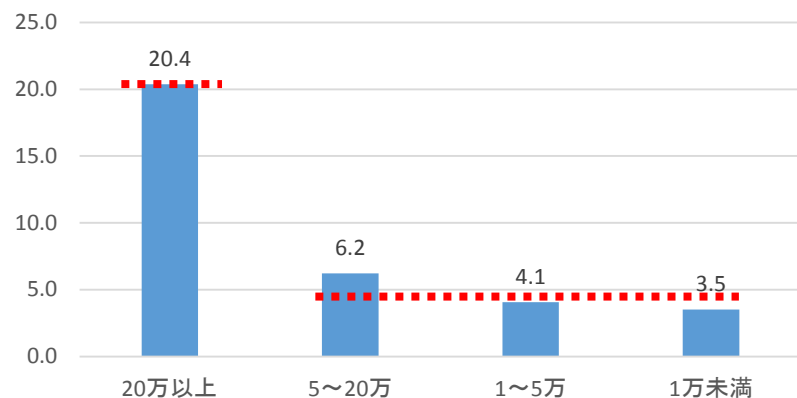
情報主管課職員数の状況(団体数)



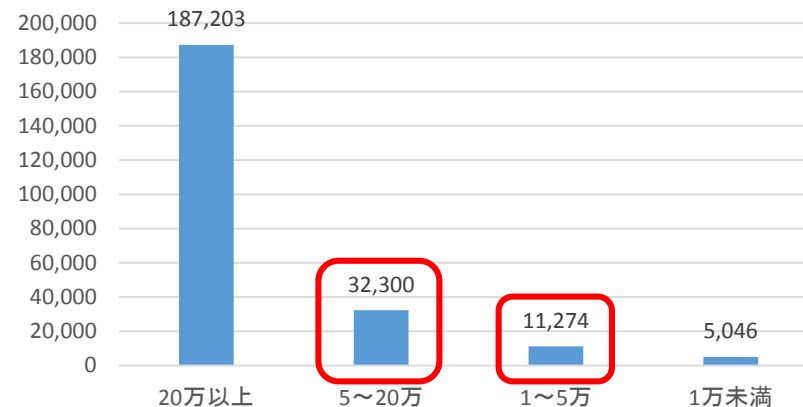
情報システム経費の状況(団体数)



人口規模別情報主管課職員数(平均)



人口規模別システム経費



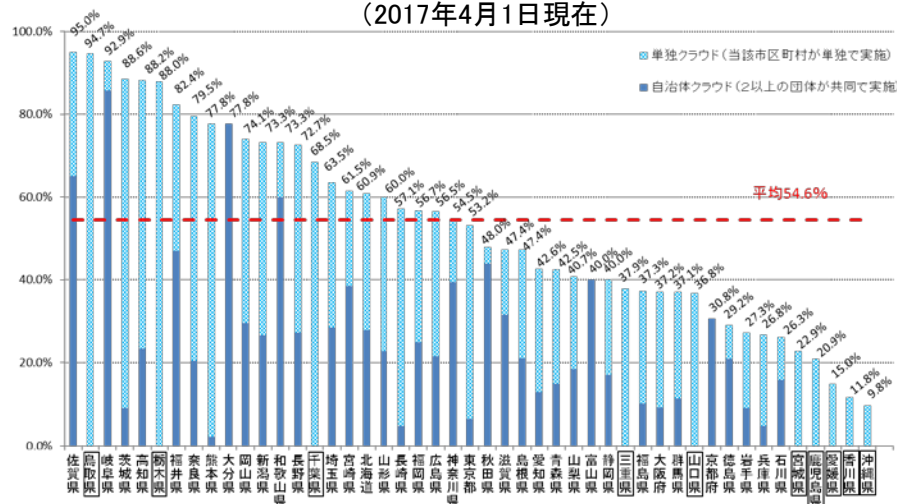
自治体における基幹業務システムのクラウド化の現状

- 自治体の情報システム(基幹業務)のクラウド化は進捗に差が大きい。また、平均でも5割程度にとどまる。
- 特に人口20万以上の都市では、約7割がクラウド化を行っていない。(複数団体でのクラウド化は、3%しかない。)
- 将来的なデータ移行経費を削減し、ベンダロックインを回避するための「中間標準レイアウト」の活用は低調。

※ 中間標準レイアウト: 異なるベンダーのシステムであっても使用できるデータ移行作業用の共通のデータ形式(レイアウト)。

クラウドを導入している域内市区町村の割合

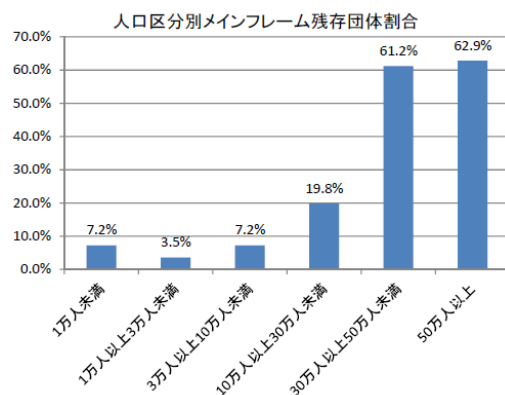
(2017年4月1日現在)



基幹業務システムのクラウド導入状況(団体規模別)

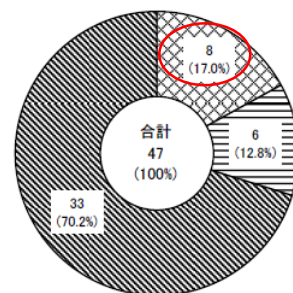
	5万人未満		5万人以上 20万人未満		20万人以上		合計
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
導入済み	307	25.8	46	11.0	4	3.1	394
導入予定	78	6.5	20	4.8	0	0.0	109
単独導入済み	426	35.8	134	31.9	33	25.4	661
単独導入予定	39	3.3	21	5.0	6	4.6	74
未導入	341	28.6	199	47.4	87	66.9	703
合計	1,191	-	420	-	130	-	1,941

メインフレームの残存割合(H26)

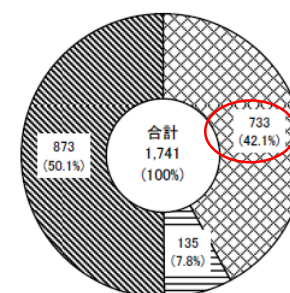


次期システムにおける中間標準レイアウトの活用

都道府県



市区町村



個別行政分野における標準システム・標準仕様の普及

- 国民健康保険、高齢者医療保険、戸籍事務、地方公会計の各分野では、国(各府省)において標準システム又は標準仕様を作成して、無償配布や公表を行っている。
- 国民健康保険では、国保改革(保険者が市町村から都道府県へと移行)による新たな事務の円滑な実施のために、市町村事務処理標準システムを無償配布し、制度改正に応じて国が主導して改修することとされている。
- 全国共通のシステムを普及するには、新たな事務であれば予算措置による新たなシステムの作成・配布で足りるが、既存の情報システムを標準化・共通化するためには、法律の根拠などにより拘束力を持たせなければ、実効性の確保ができないのではないか。

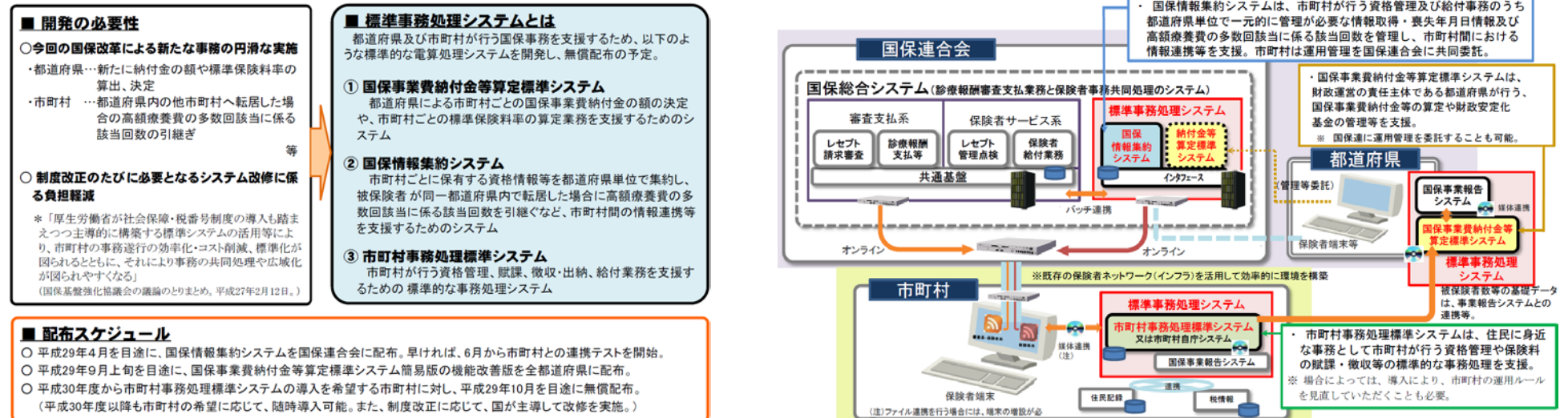
国が標準システム・標準仕様を作成・配布している例

平成16年	戸籍手続オンラインシステム	標準仕様書
平成19年	後期高齢者医療制度	標準システム
平成26年	地方公会計	標準システム
平成29年	国民健康保険	標準事務処理システム

新たな事務では、国が予算措置で全国共通のシステムや仕様を作成

H16: 戸籍法施行規則の一部改正
H19: 高齢者の医療の確保に関する法律
H29: 国民健康保険法の一部改正

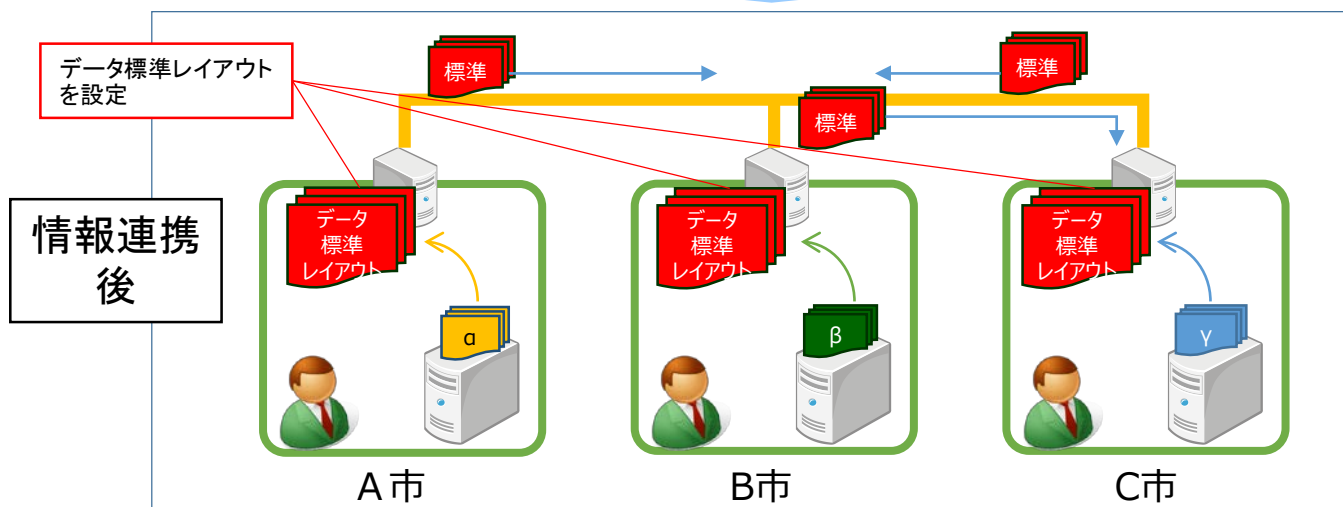
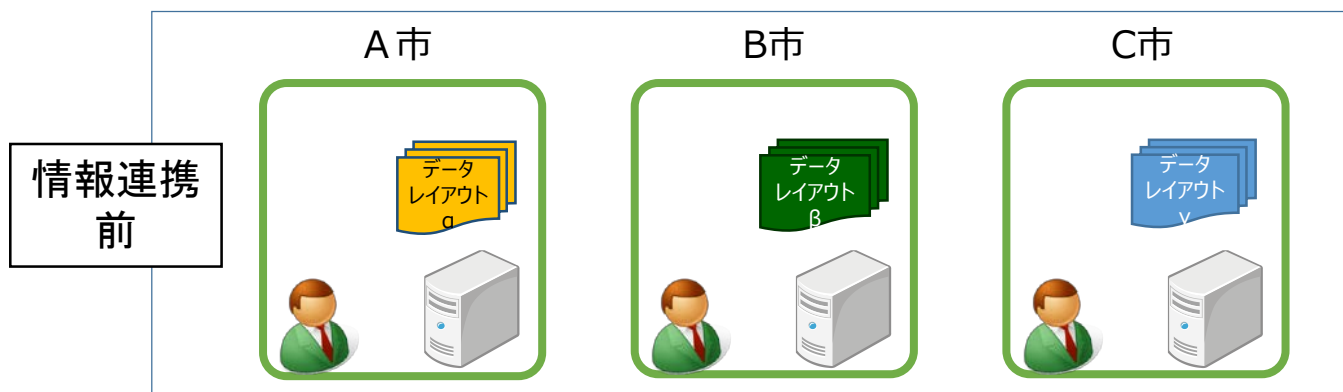
国民健康保険の標準事務処理システム



マイナンバー制度(データ標準レイアウト)によるデータ標準化

- マイナンバー制度による情報連携が始まる前は、自治体はそれぞれデータレイアウトを設定。このため、システム共通化を行うにはデータ移行費用がかかり、支障となっていた。
- 情報連携の開始後は、全ての市区町村で同じレイアウト(データ標準レイアウト)を使用して副本データを作成している。このため、共通のデータ形式が既に存在しており、システム共通化の基礎となり得る。

データ標準レイアウトによる標準化(イメージ)



【参考】データ標準化(イメージ)

手続の項目標準化				標準項目
A市	B市	C市	D市	
氏名	氏名	お名前	申請者氏名	氏名
郵便番号	(なし)	郵便番号	郵便番号	郵便番号
住所	住所	おところ	申請者住所	住所
(なし)	年齢	(なし)	(なし)	(なし)
申請日	申請日	提出日	申請日	申請日
...	...	...	...	...

同じ手続であっても様式の入力項目は市区町村ごとに異なる・・・

手続ごとに項目を標準化!

自治体は、それぞれデータレイアウトを設定。データ移行に費用がかかり、システム共通化の支障となっていた。

→ 重複投資を招く要因

情報連携のため、全ての市区町村で同じレイアウト(データ標準レイアウト)を使用している。

(情報連携のための副本データを作成)

→ システム共通化の基礎になり得る

自治体間での業務プロセスの比較（情報システム以外の行政事務の標準化）

○ 同じ法令であっても（又は同じ情報システムであっても）、自治体ごとにサービス提供の方法が異なることがある。情報システムにとどまらない業務プロセスの共通化が課題。

- ▶ 福岡県須恵町は、業務改革モデルプロジェクト（総務省）の委託事業として、近隣市町村との広域連携による共同アウトソーシングを検討。同じ情報システムを利用している3町で業務比較を実施。
- ▶ 東京都町田市は、近隣自治体や人口規模の近い自治体の職員同士で、定量的な指標に基づく業務比較を行い、相違点を把握して、最も優位性が高い取組を合同で研究する自治体間ベンチマーキングを実施。

須恵町における取組

業務改革モデルプロジェクト成果報告書（抄）

3町とも基幹業務システムを共同調達していることから、業務フローに大きな違いは見られなかった。但し、業務の実施者が正職員又は臨時・嘱託職員で異なっている、各町のポリシーによって業務内における確認回数が異なっている等の違いが見られた。

事務業務については、各町のポリシーの差異から、役割分担、事業者への委託業務、業務の実施頻度について3町間で違いが見られた。（中略）事業者への委託業務についても差異があり、予防接種の受付・問い合わせ等の管理について、宇美町及び志免町では職員が対応している一方で、本町はコールセンター業務を委託しているほか、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦教室における予約管理や訪問業務について、本町及び志免町では職員が対応している一方で、宇美町では一部を委託している。業務の実施頻度については、上水道の検針業務において、本町及び宇美町では毎月検針を実施している一方で、志免町では隔月で検針を実施している。

2次業務	業務量（単位：時間）			差異 （須恵町-2町の最大値）
	須恵町	宇美町	志免町	
各種税証明発行	264.1	1,646.9	2,835.0	-2,570.9
国民年金資格取得・喪失・免除・種別変更関連業務	2,888.7	1,956.7	2,237.6	+932.0
住基異動関連	1,958.7	1,174.9	1,046.3	+912.5
住民票等発行	777.0	1,477.1	1,429.4	-700.1
精神障害者保健福祉手帳に関する事務	2,835.0	130.0	666.2	+2,705.0
戸籍作成	1,492.6	868.7	902.4	+623.9
給水の開始・休止の対応	644.6	640.0	1,821.7	-1,177.0
療養費関連（高額療養費含む）	710.5	862.0	1,205.9	-495.4
戸籍証明発行	1,241.6	887.7	599.0	+642.6
要介護認定申請受付	233.5	233.3	1,489.5	-1,256.0
マイナンバーカードの交付・再交付・紛失処理関連業務	609.7	301.3	954.4	-344.7
予防接種関連業務	399.2	831.7	563.5	-432.5

出典：総務省「業務改革モデルプロジェクト実績報告書」（須恵町）

町田市における取組

【取組】

・平成27年度から、町田市、八王子市、藤沢市、江戸川区が中心となり、松戸市、郡山市など県境を越えた自治体とともに実施している。業務をプロセス単位に分解し、稼働時間、業務処理量、コスト等を指標化、超ミクロレベルで見える化した上で、自治体業務（※）を比較する。比較で明らかになった差異や特異点について、業務担当者による意見交換会で討議を行い、ベスト・プラクティスを研究している。

（※）・・・平成28年度は国民健康保険・介護保険、平成29年度は市民税・資産税・保育関連業務について比較

（1）事務の流れを標準体系として整理しプロセス単位で比較

- ①いつ ②どのような業務が ③どれだけ発生し
④誰が ⑤どのようなプロセスで処理しているのか を把握

自治体名	業務量（時間）2016年度				業務コスト			
	正職員（ア）	嘱託（イ）	臨時（ウ）	その他（エ）	人件費（千円）（オ）※	委託料（千円）（カ）	業務コスト（千円）（キ）＝（オ）＋（カ）	単位コスト（円）（ケ）＝（キ）÷（コ）
A	57,984	2,990	1,826	0	282,099	58,571	340,670	1,704
B	38,701	0	18,138	702	204,187	26,771	230,958	1,121
C	93,334	7,216	12,141	0	467,892	96,337	564,229	1,708
D	76,730	2,808	18,494	0	388,434	17,000	405,434	1,517
E	54,150	0	29,706	0	288,469	59,094	347,563	1,126
F	49,310	0	11,666	0	246,353	27,292	273,645	1,697
G	17,993	0	700	0	86,116	0	86,116	1,190

（2）業務担当職員による意見交換会を開催

- ・実効性の高い業務プロセス革新について検討
- ・業務量・業務コスト等客観的情報に基づく比較



出典：総務省「地方公共団体における行政改革の取組事例」（町田市）

AI、RPAの導入による業務プロセスの自動化・省力化

- AI(人工知能)やRPA(ソフトウェア・ロボットによる業務自動化)の実証実験に取り組む自治体が増加。
- AIでは、チャットボットにより人間に代わってチャット(ネットワーク上での会話)を行ったり、道路の画像から損傷の有無を自動で抽出する取組が行われている。
- RPAでは、住民等からの申請書類や他機関等から送付された書類を別のシステムに手作業で入力するといった作業を自動処理する取組が行われている。

イーオのごみ分別案内(横浜市)

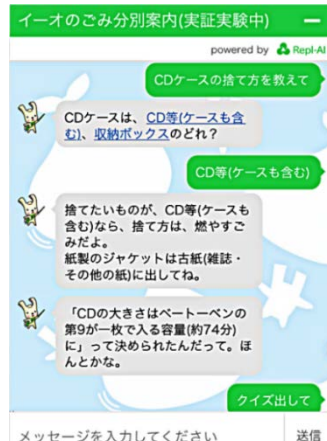
【概要】

- ・横浜市とNTTドコモの共同実証実験。
- ・ごみの出し方をチャットボット※を活用した対話形式で案内。
- ・実証実験を通じ、より分かりやすい案内の可能性を探るとともに、検索に不慣れな方や若年層などにも興味をもってもらうきっかけとなることを目指す。

※チャットボット…人間に代わって、チャット(ネットワーク上での会話)を行うプログラム

【特徴】

- ・横浜市の分別検索システム(ミクシヨナリー)で培った2万語以上に対する分別方法、雑学やクイズなどを案内。



MyCityReport(千葉市ほか)

【概要】

- ・千葉市と東京大学生産技術研究所の共同実証実験。
- ・車載カメラで撮影した画像と自治体ごとの管理水準から道路舗装の損傷を機械学習により自動抽出する。

【特徴】

- ・千葉市のほか、北海道の室蘭市や千葉県市原市なども実証実験に参加し、データを共有。
- ・道路舗装損傷の自動抽出などの機能により、道路パトロールの拡充が図られ、効率的な道路舗装損傷の把握が期待できる。



RPAによる業務自動化(宇城市ほか)

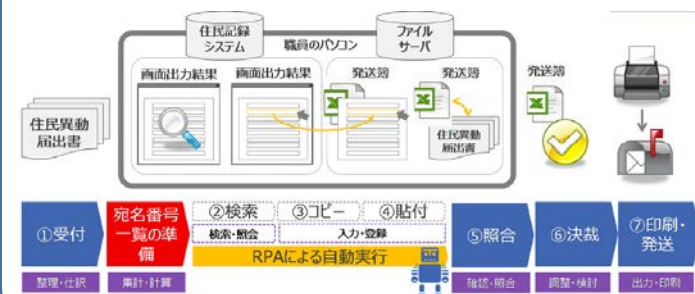
【概要】

- ・宇城市は、総務省「業務改革モデルプロジェクト」により、RPA(ソフトウェア・ロボットによる業務自動化)の活用を実証実験。
- ・つくば市はNTTデータ等と共同して、RPAの活用を実証実験。

【特徴】

- ・宇城市では、内部管理業務(時間外申請)で2,767時間分の業務削減効果を試算。
- ・つくば市では、対象5業務で8割前後の業務時間削減効果を試算。

RPA導入後の事務の流れ(つくば市)



自治体ごとに様式が異なることの背景

- 行政法学における通説的な考え方では、「様式」は、国民の権利義務とは直接関係しないため、様式を定めるには法律における個別委任がなくとも、省令や通知で足りると整理されてきた。
- 結果として、様式を定める法令（通知）のレベルは区々となり、統一的な運用はなされていない。また、仮に省令等で様式が定められていたとしても、これまでの住民対応から積み重ねた工夫等を踏まえ、独自様式がシステムに持ち込まれている例がある。

【例】住民基本台帳法に基づく届出

- 住基法及び同法施行令で届出の種類と必要な記載事項等を規定
- 届出書の様式及び規格は法定せず、住民基本台帳事務処理要領で例示

法令等	規定の内容
住民基本台帳法	○住民の市町村長への届出義務 ・転入届 ・転居届 ・転出届 等 ○届出事項 ・氏名 ・住所 等
住民基本台帳法施行令	○届出の方法 ・届出者の記名、押印
住民基本台帳法施行規則	規定なし
住民基本台帳事務処理要領	○様式を定める上での留意事項（各種の届出を通じた共通様式を推奨） ○様式例

行政手続の電子化・一元化(eLTAXによる電子申告・電子納税の一元化)

- 行政手続を電子化・一元化する取組として、地方税の共通システム(eLTAX(電子申告等のためのシステム))がある。eLTAXを利用することで、住民・企業は全ての自治体(都道府県・市区町村)に電子申告が可能。
- 2018年3月の地方税法の一部改正により、システム運営主体が公金を取り扱うための法令上の規定を整備。これを受けて、2019年10月から共通電子納税システムを導入予定。複数の自治体への納税が一度の手続きで完結できるようになる。

電子申告の現状

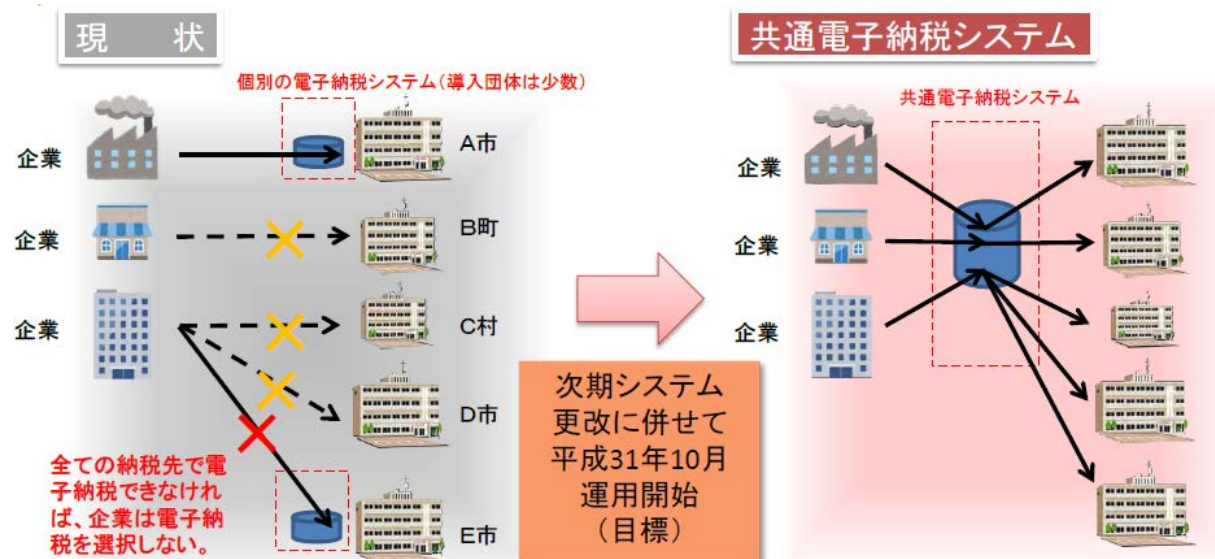
電 子 申 告

- ・ 全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能
- ・ 電子申告利用率 60.9%
(H28年度・法人道府県民税)

企業が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)

	平成23年度	平成28年度
法人道府県民税・法人事業税	148万件 (39.6%)	245万件 (60.9%)
法人市町村民税	123万件 (31.7%)	261万件 (62.0%)
個人住民税 (給与支払報告書)	682万件 (9.0%)	3,125万件 (38.0%)
固定資産税 (償却資産)	30万件 (9.3%)	93万件 (26.7%)
事業所税	1万件 (4.2%)	2万件 (13.1%)

共通電子納税システムの導入



参考資料

法人形態の一覧表

法人名		株式会社	合同会社	NPO法人 (認定含む)	一般社団法人	認可地縁団体
組織面	根拠法	会社法	会社法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	地方自治法
	法人形態	営利	営利	非営利	非営利	非営利
	目的事業	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない (公益事業、収益事業、共益事業等可)	目的や事業に制約はない(規約に掲げる目的)
	設立方法	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	定款作成後、登記して設立(準則主義)	所轄庁の認証後に登記して設立	公証人役場での定款認証後に登記して設立(準則主義)	市町村長が認可
	設立要件 (主なもの)	・資本の提供	・資本の提供	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること ・営利を目的としないものであること ・社員の資格の得喪に不当な条件を付けないこと ・社員10人以上(常時)であること	・社員2人以上	・区域の地域的な共同活動を行うことを目的としていること ・区域が客観的に定められていること ・住所を有するすべての個人は構成員となることができること ・規約を定めていること
	議決権	出資比率による	1人1票	原則1社員1票	1社員1票	1人1票
	余剰金の扱い	分配できる	分配できる(出資比率によらず定款で決定)	分配できない	分配できない	分配できない
税制面 (法人税)	課税対象	全所得	全所得	収益事業に係る所得	全所得	収益事業に係る所得
	法人税率	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)	25.5%(所得金額年800万円以下の金額は15%)
	みなし寄附	なし	なし	認定NPO法人について、収益事業に属する資産を特定非営利活動事業に支出した場合、収益事業から得た所得金額の50%又は年200万円を限度に損金算入可能	なし	なし
寄附者の所得に係る 所得税等の優遇措置 (寄附金控除)		なし	なし	・認定NPO法人への寄附者に係る所得税において、 (寄附金額－2千円)について、所得控除又は40%の税額控除 ・条例で指定すれば、住民税でも最大10%の税額控除	なし	なし
会計面	作成義務 (主なもの)	・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表 ・付属明細書	・損益計算書 ・貸借対照表 ・社員等変動計算書 ・個別注記表	・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録	・事業報告書 ・損益計算書 ・貸借対照表 ・付属明細書	・財産目録(備置き)
備考		・活動内容に制約がなく、出資等の資金調達に適しており、機動的な組織運営や意思決定が可能。 ・営利団体であり、地域的な共同活動のイメージに合わないことや出資比率に応じた議決権であるため、地域住民の同意・賛同を得にくい。 ・収益が上がった場合、出資者への分配を通じて地域外に資金が流出する可能性。	・基本設計は株式会社と共通。 ・簡易な設立・有限責任等スモールビジネスに適した形態。 ・議決権や余剰金の分配方法が出資比率によらず、内部で決められることから、地域住民の活動に適した方式の選択が可能。	・対象となる活動が特定非営利活動(20分野)に限定されているが、「まちづくりの推進」や「農山漁村又は中山間地域の振興」が含まれており、幅広い活動が可能。 ・補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等の面で適している。 ・出資による活動資金の調達や配当による利益分配は不可	・目的や事業に制限がなく、幅広い活動が可能。 ・補助金・交付金の受け皿や行政との連携、寄附の呼び込み等の面では非営利組織が適している。	・自治会等の地縁による団体にに基づき、地域的な共同活動を目的とすることから、地域住民による組織として適格的。 ・財産保有又はその予定がない団体は認可の対象外。 ・財産目録以外の財務情報等を提供する仕組みがないため、事業実施に不向きな面。 ・人口移動が激しい地区では構成員名簿の整理に労力が必要。